



男女共同参画
せんだいプラン
2026

令和8年度～令和12年度

目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景	1
2	男女共同参画せんだいプラン 2021 の振り返り	2
第2章	計画の基本的な考え方	
1	計画の前提	23
2	計画の期間	25
3	計画の基本理念	25
第3章	基本目標及び施策の方向	
1	計画の構成	27
2	計画の体系	28
	基本目標 1 さまざまな分野における男女共同参画の視点の 取り入れと実践	29
	基本目標 2 あらゆる分野における女性の多様な力の発揮	33
	基本目標 3 政策・方針決定過程への女性の参画	39
	基本目標 4 男性の多様で柔軟な生き方の実現	43
	基本目標 5 困難を抱える女性への支援と困難な状況に陥らないための 基盤づくり	49
	基本目標 6 DVや性暴力の根絶と被害者への支援	55
	基本目標 7 性の多様性と性に関する健康への理解・支援の促進	61
第4章	計画の推進	
1	計画の推進体制	65
2	計画の評価	66
参考資料		
1	用語解説	67
2	計画の策定過程	74
3	仙台市男女共同参画推進審議会委員名簿	75
4	男女共同参画社会基本法	77
5	仙台市男女共同参画推進条例	81
6	男女共同参画に関する仙台市及び国内外の動き	83

※本文中に*印のある用語は、67～73ページに用語解説があります。なお、ページ内で用語が繰り返し使われる場合には、そのページにおける初出部分のみ*を付けています(表題を除く)。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法*」では、少子高齢化の進展など、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

国においては、平成12（2000）年に男女共同参画社会基本法に基づく第1次計画として「男女共同参画基本計画」を策定し、以降5年毎に改定を行いながら男女共同参画社会の実現を目指す諸施策を推進しています。「第6次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画の推進は女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング*）を実現する社会形成に資するものであることや、ジェンダー主流化*を推進しあらゆるステークホルダーが連携して取り組んでいくことが必要であることなどが言及されています。

本市では、昭和59（1984）年の婦人青少年課の設置や昭和62（1987）年の「仙台市婦人文化センター（エル・パーク仙台）」の開設、平成3（1991）年の「仙台市女性行動計画」の策定など、早くから女性に関する問題や男女共同参画の推進に取り組んできました。平成10（1998）年には「男女共同参画せんだいプランー男女平等のまち・仙台をめざしてー」を策定、平成13（2001）年にはせんだい男女共同参画財団*を設立し、市民や企業とも連携しながら取り組みの充実を図ってきました。

その後、平成15（2003）年には「男女の人権の尊重」「制度又は慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動との両立の支援」を基本理念とした仙台市男女共同参画推進条例*を施行するとともに、2館目の拠点施設として「エル・ソーラ仙台」を開設しました。平成16（2004）年には、仙台市男女共同参画推進条例に基づく第1次計画として「男女共同参画せんだいプラン2004」を策定し、平成21（2009）年には第2次計画「男女共同参画せんだいプラン[2009 - 2010]」を策定しました。平成23（2011）年に策定した第3次計画「男女共同参画せんだいプラン2011」では、同年3月11日に発生した東日本大震災において顕在化した、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題を踏まえ、全国に先駆けて防災・復興における男女共同参画にも取り組んできました。また、これらの課題を踏まえ、平常時から女性がリーダーシップを発揮していくことの重要性は、以降さまざまな取り組みの根幹をなす部分となっています。

第5次計画となる「男女共同参画せんだいプラン2021」(令和3(2021)～7(2025)年度)では、令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い顕在化した、女性をめぐる多様化、複合化、複雑化した課題も踏まえながら、施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。しかし、コロナ禍を経た現在においても、配偶者や交際相手など親密な関係にある者からの暴力(DV*)や性暴力を含むあらゆる困難を抱える方への支援が必要な状況は続いています。この間、改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」が施行(令和6(2024)年4月1日)され、DV被害者を保護するための制度の拡充が図られたり、女性が日常生活又は社会生活において女性であることにより直面するさまざまな困難に対する支援が強化されたりしています。

また、令和7(2025)年度末までの時限立法であった「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」が10年間延長され、男女間の賃金差異の改善や女性の健康支援、ハラスメント対策強化等、働く場におけるさまざまな課題の解決に向けてさらなる推進を図ることが求められています。

人口減少や少子高齢化など、社会環境が大きく変化する中において、誰もが互いにその個性と人権を尊重し合い、多様な生き方を自ら選択しその能力を十分に発揮できる「男女平等のまち・仙台」を実現し、持続可能な活力ある社会として未来へつなぐためにも、引き続き、市民、企業、地域、国及び他の地方公共団体等と連携を図りながら、実効性のある施策を推進することが必要です。

2 男女共同参画せんだいプラン2021の振り返り

「男女共同参画せんだいプラン2021」では、7つの基本目標を定めるとともに、基本目標ごとに施策の方向を示し、計画の総合的かつ着実な推進を目指しました。

基本目標については、取り組みの成果を測るための成果目標、基本目標に関する状況を把握するためのモニタリング指標を設定し、計画の進捗状況を把握しました。

基本目標ごとに、主な取り組みと今後の課題について以下のとおり振り返ります。なお、成果目標については、令和7年度直近値において目標値を達成した項目は「◎」、計画策定時直近値からの向上が見られた項目は「○」を付しています。

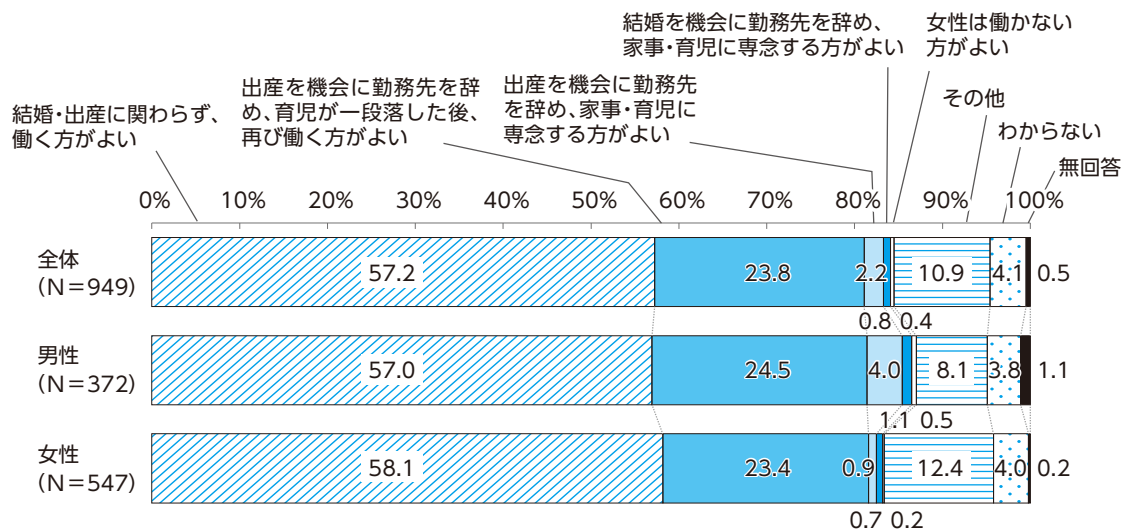
基本目標 1 あらゆる分野における女性の多様な力の発揮

【施策の方向1】 働く女性の多様な活躍を支援する

- ・仙台女性リーダー・トレーニング・プログラム*を実施し毎年度20名以上の修了者を輩出したほか、働く女性を対象とした交流会の開催等に取り組みました。また、同プログラム修了者が男女共同参画に資するイベント等へ積極的に登壇するよう働きかける等、女性リーダーの「見える化」に積極的に取り組みました。

- ・令和6(2024)年度の市民意識調査では、女性が働くことについて、男女ともに約6割が「結婚・出産に関わらず、働く方がよい」(“就業継続型”)と回答しており、「出産を機会に勤務先を辞め、育児が一段落した後、再び働く方がよい」(“中断再就職型”)を合わせると8割を超えました。前回(令和元(2019)年度)の同調査と比較すると、全体・男性・女性全てで“就業継続型”が増加し、“中断再就職型”が減少しています(図1)。

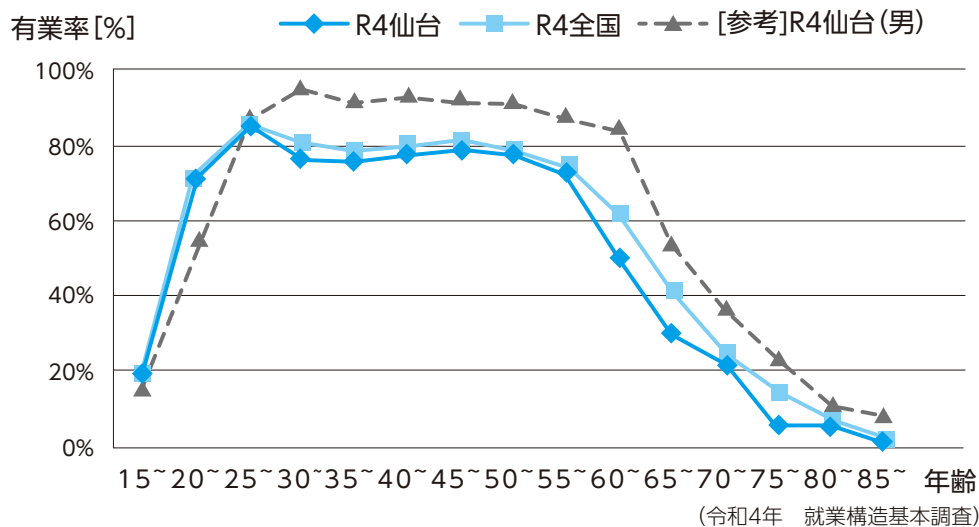
図1 女性が働くことについての考え方



(令和6年度 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査)

- ・一方、市内女性の有業率について、30歳代以降の有業率が全国に比べて低い傾向にあります(図2_令和4年就業構造基本調査(総務省)より)。

図2 市内女性の有業率



(令和4年 就業構造基本調査)

- ・本市における生産年齢人口は減少局面に入っており、中小企業における労働力確保がますます困難となる中、女性の活躍推進は企業の成長や存続に直結する喫緊の課題で、働く場における女性の活躍推進を加速していくことが必要です。

【施策の方向2】 起業家や自営業に従事する女性を支援する

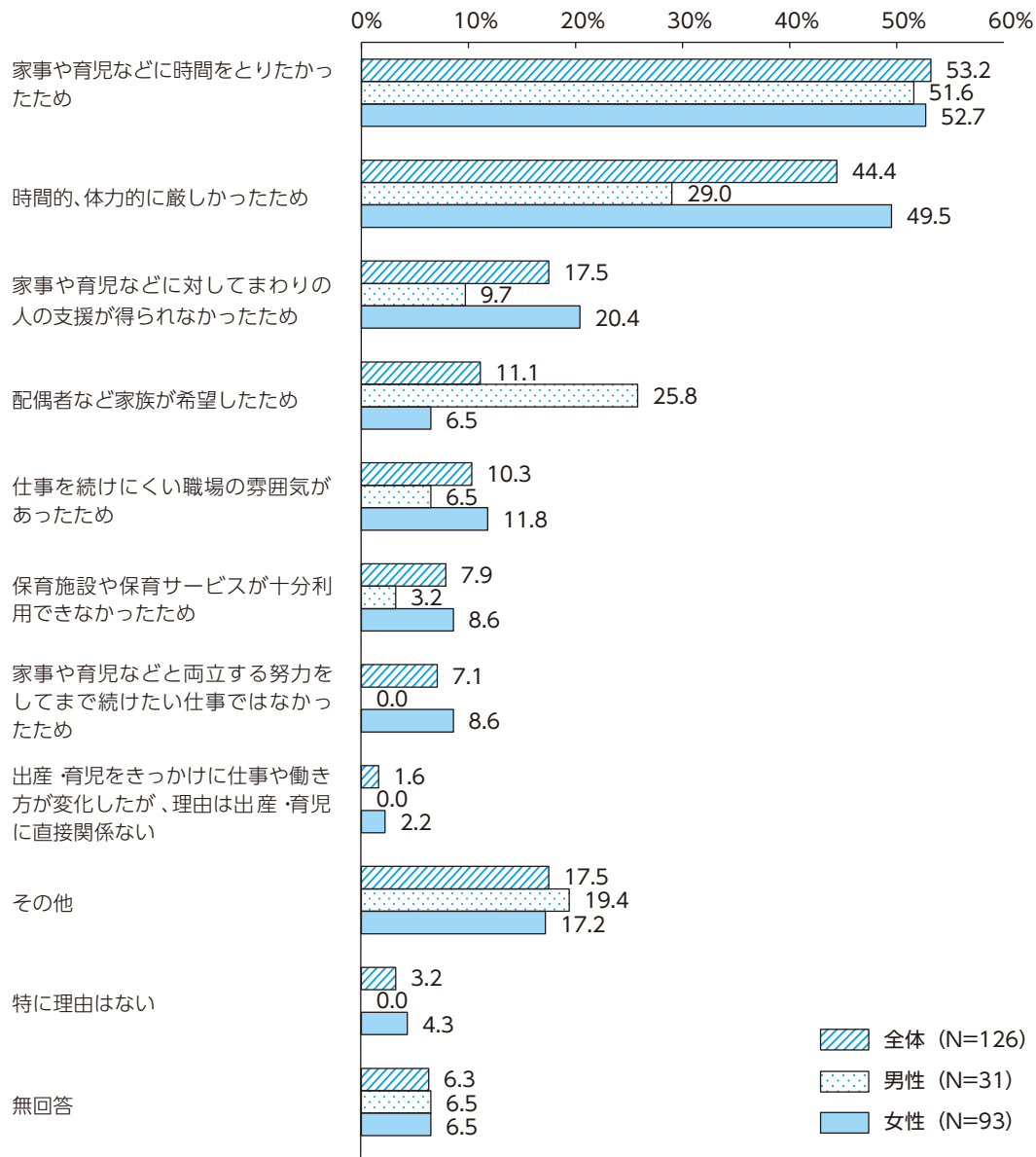
- ・仙台市起業支援センター「アシ☆スタ」*において個別相談を実施し、セミナー等を行うとともに、サロンを活用し、起業家同士の多様な交流の促進やコラボレー

ションの創出を図る等、起業に関する支援施策を実施し、女性が自ら望む働き方を選択することへの支援につなげることができました。仙台市起業支援センター「アシ☆スタ」*における女性の起業相談件数は増加傾向となっています。

【施策の方向3】 女性の活躍を支える環境づくりを推進する

- ・企業等の女性活躍推進に係る支援として、人事担当者等に向けたセミナーの開催、社内研修への講師派遣等により、女性活躍推進について直接的な啓発を行いました。
- ・女性活躍に関する冊子や映像、専用ウェブサイト等の啓発ツールを活用し、市内企業の女性活躍推進に向けた広報・啓発を行いました。
- ・令和6(2024)年度の市民意識調査では、出産・育児をきっかけとした仕事や働き方に変化があった理由として、全体、男女ともに「家事や育児などに時間をとりにくかったため」が半数を超え最も高く、次は、男女とも「時間的、体力的に厳しかったため」であり、男性 29.0%、女性 49.5%と女性が高くなっています。一方、3番目では理由が異なり、男性は「配偶者など家族が希望したため」、女性は「家事や育児などに対してまわりの人の支援が得られなかったため」となっています(図3)。

図3 出産・育児をきっかけとした仕事や働き方の変化の理由



(令和6年度 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査)

【施策の方向4】 防災・復興・まちづくりにおける男女共同参画を推進する

- ・東日本大震災で得られた教訓である、平常時からの地域における女性のリーダーシップの発揮をテーマとしたシンポジウム等の開催や、地域版女性リーダー育成プログラム「決める・動く」*の実施、地域の防災力を高めるための情報発信を行いました。

◆成果目標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値	目標値
企業等を対象とした女性活躍推進に関するセミナー・出前講座等実施数	30回 (令和元年度)	76回 (令和3~6年度延べ)	5年間 延べ150回 (令和7年度)

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値	目標値
女性リーダー育成事業修了者のイベント等への登壇数 (基本目標2再掲)	18回 (令和元年度)	128回(◎) (令和3~6年度延べ)	5年間 延べ86回 (令和7年度)
男女共同参画の視点による防災・まちづくり事業への参加者数	74人 (令和元年度)	625人(◎) (令和3~6年度延べ)	5年間 延べ400人 (令和7年度)

◆モニタリング指標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値
25歳~44歳の女性の有業率 ◇総務省「就業構造基本調査」より	77.4% (平成29年)	78.2% (令和4年)
仙台市起業支援センター「アシ☆スタ」* における起業相談件数	女性612人 男性568人 (令和元年度)	女性715人 男性746人 (令和6年度)
女性活躍推進法*に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)を受けた企業数	4社 (令和元年度末)	25社 (令和6年度末)
「女性のチカラを活かす企業」認定企業数	133社 (令和2年4月1日)	222社 (令和7年4月1日)
仙台市地域防災リーダー*養成講習を修了した女性の人数・割合	209人 (全体の23.4%) (令和元年度末)	331人 (全体の24.5%) (令和6年度末)

次期計画に向けた視点

- ① 平時から企業や地域等のあらゆる分野の女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーの「見える化」を促進していくことで、女性が多様な働き方や生き方を選択することや、さまざまな領域へチャレンジすることを後押ししていく。
- ② 女性が活躍する職域を開拓・拡大し、起業や自営業も含めた多様な選択肢から女性が自ら望む働き方を選び、能力を十分に発揮できるよう、継続して支援していく。
- ③ 女性活躍推進を突破口として、企業におけるダイバーシティ経営*を推進する等、イノベーションの創出や多様な価値観が受容される環境づくりを進める。
- ④ 多様な生き方やキャリアの選択を可能とする力を育てるとともに、その選択を後押しする周囲の意識醸成を図っていく。

基本目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画

【施策の方向1】 市及び関係団体等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を推進する

・市の審議会等における女性委員の割合について、役職にとらわれない登用や各団体へ

の女性委員の推薦依頼等の取り組みを推進しましたが、女性委員の割合は、令和6(2024)年度末時点で38.0%と目標値の40%以上には到達しておらず、女性委員がない審議会等も生じています。女性委員の割合の増加に向けては、特に割合の低い分野を中心として、さらなる計画的な取り組みの推進が必要です。

- ・市役所における女性職員の能力の発揮とキャリアアップを支援するセミナーを実施することにより、本人の意識啓発を行うとともに、普段の業務上ではあまり接することのない女性職員同士の交流によるネットワークづくりを支援しました。また、女性職員が係長職昇任試験を受験しやすい環境づくりとして、試験時間中の託児の実施に加え、受験啓発広報紙等を通じて受験対象者の昇任に対する不安の軽減や意欲の形成を図りましたが、令和6(2024)年度に実施した係長職昇任試験の受験率は女性が24.4%で、計画策定時の令和元(2019)年度26.2%から下降しています。
- ・本市の小・中学校における女性管理職の割合は、令和7(2025)年度当初時点で24.7%と計画策定時の令和2(2020)年度当初時点の17.3%に比べ上昇しています。

【施策の方向2】 企業等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する

- ・仙台女性リーダー・トレーニング・プログラム* 修了者のフォローアップとして、企業や働く女性を対象としたイベントへの登壇等により活躍の場を提供したほか、修了者による「仙台働く女性のネットワーク R a d i e - L a d y (ラディレディ)」と協働で、働く女性を対象とした交流会等の事業を実施しました。
- ・一方、女性役員・管理職がない市内事業所は31%で、女性管理職を増やす上での課題として「知識や経験、判断力等を有する女性がない」「仕事と家庭の両立が困難な労働環境」が多く挙げられています(仙台市地域経済動向調査(令和2年10~12月期)より)。
- ・「基本目標1 あらゆる分野における女性の多様な力の発揮」における女性の活躍のフィールドを広げる取り組みとともに、働く場における女性の活躍推進を図っていくことが必要です。

【施策の方向3】 地域団体や市民団体における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する

- ・地域版女性リーダー育成プログラム「決める・動く」* を実施し、毎年度20名ほどの修了者を輩出しました。修了者は自分らしいリーダー像を確立し、プログラムで得た修了者同士のネットワークを生かしながら、地域や団体等に戻った後も活躍を続けています。さらにリーダーシップを発揮していくためのフォローアップとして、世界防災フォーラムや仙台防災未来フォーラム等において修了者が登壇し取り組み事例を発信する機会の提供を行うとともに、まちづくりにおいてさまざまな分野で女性が活躍しリーダーシップを発揮することの重要性を伝えました。このようにプログラム修了後の活躍に向けた後押しが重要であり、修了者同士のネットワークが継続するためのサポートをしていく必要があります。
- ・町内会長に占める女性の割合は令和7(2025)年度当初時点において13.6%で、計画策定時の令和2(2020)年度当初時点の11.3%より上昇しましたが、PTA会長に占める女性の割合は令和7(2025)年度当初時点において26.3%で、計画策定時の令和2(2020)年度当初時点の28.7%より減少しています。いずれも男女差は依然として大きいため、女性の割合の向上に向けて今後もさらなる取り組みの推進が求められます。

◆成果目標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値	目標値
市の審議会等における女性委員の割合 ※行政委員会を除く	37.1% (令和元年度末)	38.0% (令和6年度末)	40%以上 (令和7年度)
女性委員がない市の審議会等の数 ※行政委員会を除く	2 (令和元年度末)	1(○) (令和6年度末)	早期に0とし 維持する
公募委員が参画している市の審議会等の数	12 (令和元年度末)	10 (令和6年度末)	17 (令和7年度末)
市役所の女性職員の係長職昇任試験受験率	26.2% (令和元年度)	24.4% (令和6年度)	35% (令和7年度)
市役所における女性管理職の割合 ※市長部局	18.5% (令和2年4月1日)	26.2%(◎) (令和7年4月1日)	30%以上 (令和11年度当初)
女性リーダー育成事業修了者のイベント等への登壇数 (基本目標1再掲)	18回 (令和元年度)	128回(◎) (令和3～6年度 延べ)	5年間 延べ86回 (令和7年度)

◆モニタリング指標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値
管理的職業従事者における女性の割合 ◇総務省「就業構造基本調査」より	16.9% (平成29年)	17.6% (令和4年)
仙台市の小・中学校における女性管理職の割合	17.3% (令和2年4月1日)	24.7% (令和7年4月1日)
PTA会長に占める女性の割合	28.7% (令和2年4月1日)	26.3% (令和7年4月1日)
町内会長に占める女性の割合	11.3% (令和2年4月1日)	13.6% (令和7年4月1日)

次期計画に向けた視点

- ① 企業や地域における女性リーダーの育成や修了者同士のネットワークの拡充、女性リーダーの「見える化」の取り組みを強化することで、あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画を加速し、多様な価値観や視点を反映させていく。
- ② 企業や地域に対し、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)(以下「アンコンシャス・バイアス」という。)に気付き、女性活躍を推進していくための啓発や支援を実施していく。

基本目標 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

【施策の方向1】 企業等における多様で柔軟な働き方を促進する

- ・ワーク・ライフ・バランスをテーマとしたセミナーを企業の人事労務担当者等を対象に開催したり、出産や育児に関する休暇制度等をまとめたリーフレットを経済関連団体を通して市内民間企業へ配布したりする等、啓発・普及を図ったほか、若い世代を対象として結婚や妊娠・出産、子育てを含むライフプラン形成を支援するセミナーを開催しました。
- ・共働き世帯が増加している一方、育児休業の取得状況を見ると、父親が育児休業を取得した割合は増加傾向にあるものの、「取得していない」という回答が8割を超える状況にあり、その理由としては「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などがあげられています(仙台市子ども・子育てに関するアンケート(令和5年11~12月実施)より)。

【施策の方向2】 市の職員のワーク・ライフ・バランスを推進する

- ・市役所において、超過勤務縮減の目標を全庁で掲げて取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症への対応の影響等もあり、「年720時間超の人数」が0人、「[月100時間未満・2~6か月平均80時間以下・月45時間超は年6か月まで]を超過した月数の合計」が0月とする目標の達成には至りませんでした。
- ・年次有給休暇や男性職員の育児休業については、取得に向けた職員への働きかけや取得に係る手続きの簡素化等の取り組みにより、取得率が向上してきています。

【施策の方向3】 保育や子育て支援の充実を図る

- ・子育て世帯が増加し、保育需要の増加が見込まれる地区を中心に保育施設等の創設整備を計画的に進めました。認可保育所から認定こども園への移行により認可保育所の定員数としては減少していますが、両施設を合わせた保育施設等の定員は令和7(2025)年度当初で22,763人となり、計画策定時の令和2(2020)年度当初の21,144人より増加しました。
- ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し健全育成を図る放課後児童健全育成事業(児童クラブ)を実施し、児童館等にて実施する児童クラブにおいては平日の開設時間を延長する等、保護者のニーズに応じて事業を実施しました。

【施策の方向4】 高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る

- ・介護老人福祉施設の定員について、令和7(2025)年度当初で5,588人となり、計画策定時の令和2(2020)年度当初の5,241人より増加しました。また、市民を対象とした認知症に関する講座を実施し、正しい知識と理解を持ち地域や職場で認知症の人やその家族を支える認知症サポーターを養成しました。
- ・本市が実施した調査において、実際に家族・親せきを介護している方が考える、仕事と介護の両立に向けた勤務先の効果的な支援のあり方は、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」(30.1%)が最も多く、次いで、「制度を利用しやすい職場づくり」(27.4%)、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」(22.9%)、「介護をしている従業員への経済的な支援」(20.6%)となりました(仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査(要介護者等調査)(令和4年10月実施)より)。

◆成果目標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値	目標値
仙台「四方よし」企業大賞制度における大賞・優秀賞・宣言企業の合計数 ※特別賞を含む ※令和6年度より「仙台「四方よし」企業制度」に変更	17社 (令和元年度)	54社(◎) (令和6年度)	47社 (令和7年度)
職員の超過勤務時間数等 ①年720時間超の人数 ②以下を超過した月数の合計 ・月100時間未満 ・2～6か月平均80時間以下 ・月45時間超は年6か月まで ※市長部局、各行政委員会事務局(教育局除く) ※選挙手当分を除く	① 79人 ② 1,300月 (令和元年度)	① 106人 ② 1,655月 (令和6年度)	①・②について、0とする (令和7年度)
保育施設等の利用定員数	21,144人 (令和2年度当初)	22,763人(○) (令和7年度当初)	23,324人 (令和7年度当初)
認定こども園の目標設置数	25園 (令和元年度)	134園(◎) (令和7年度)	170園程度 (令和12年度当初)
保育所・認定こども園における2時間以上の延長保育実施施設数	64箇所 (令和元年度)	37箇所 (令和7年度)	72箇所 (令和7年度)
保育施設等入所待機児童数	91人 (令和2年4月1日)	0人(◎) (令和7年4月1日)	0人 (令和3年4月1日)
児童クラブの待機児童数	17人 (令和2年5月1日)	20人 (令和7年5月1日)	0人 (令和8年度)
子育て情報に関するアプリ利用登録件数	—	19,379件(◎) (令和6年度末)	3,000件 (令和7年度)
介護老人福祉施設の定員	5,241人 (令和2年4月1日)	5,588人(○) (令和7年4月1日)	5,818人 (令和8年度末)

◆モニタリング指標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値
過去5年間に出産・育児をきっかけとして仕事や働き方が変化した人の割合 (基本目標6再掲) ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	—	19.2% (令和6年)
次世代育成支援対策推進法*に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた企業数)	30社 (令和2年4月1日)	41社 (令和7年3月末)

次期計画に向けた視点

- ① 本人の希望や状況に応じた柔軟な働き方が実現し、すべての人のワーク・ライフ・バランスが図られる環境づくりを推し進めていく。
- ② 保育や介護といったワーク・ライフ・バランスの実現を支える社会的資源について、利用を希望する人のニーズの動向等を注視しながら、サービス提供体制のあり方について検討していく。

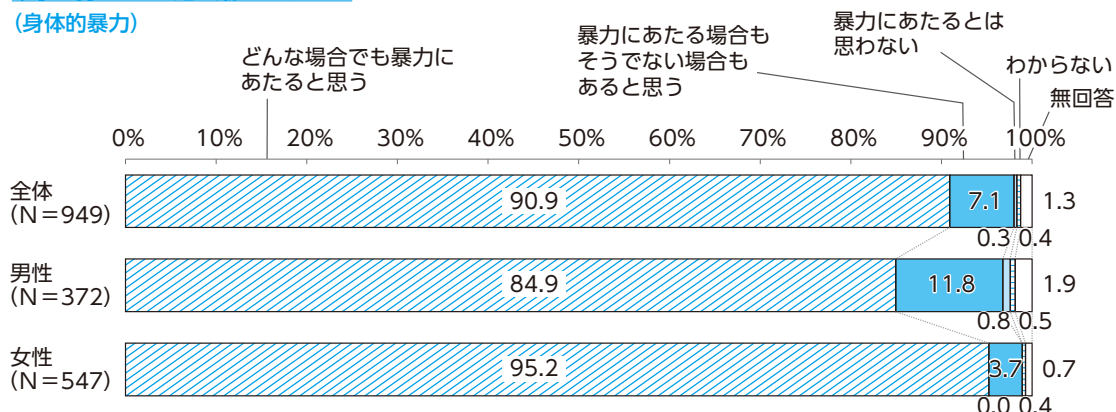
基本目標 4 配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の根絶、性と健康への理解と支援の促進

【施策の方向1】 人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る

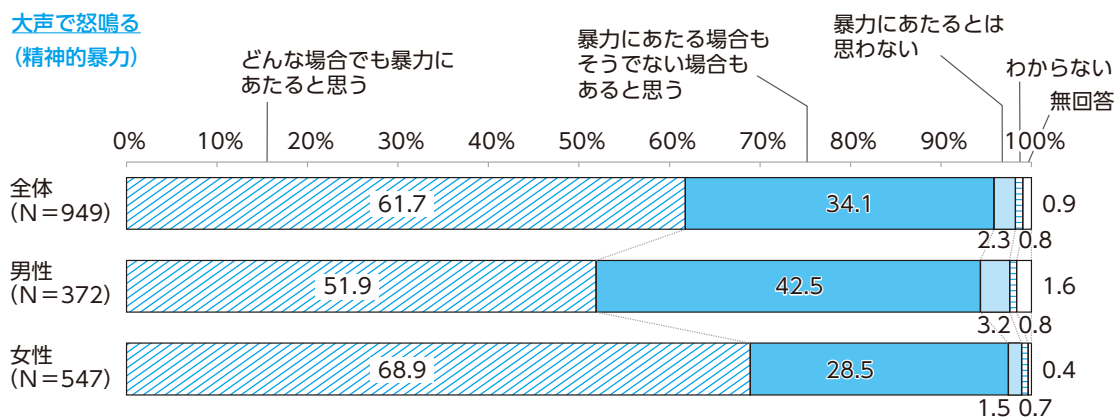
- ・デートDV*防止啓発リーフレットを大学等に配布する等、若者が多く集まる場を活用した効果的な啓発活動を行いました。また、中学校、高等学校等へ出前講座を実施し、こどもや若者に向けた広報・啓発に取り組みました。
- ・DV*に関する認識として、令和6(2024)年度の市民意識調査では、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力のいずれの行為も女性に比較して男性の方が「どんな場面でも暴力にあたると思う」と回答した割合が低くなりました(図4)。

図4 DV*に関する認識

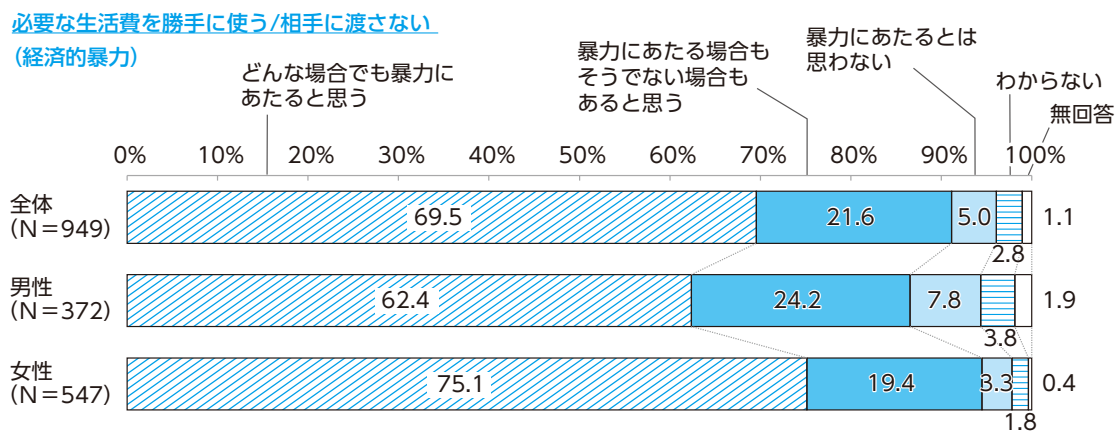
平手で打ったり、足で蹴ったりする
(身体的暴力)



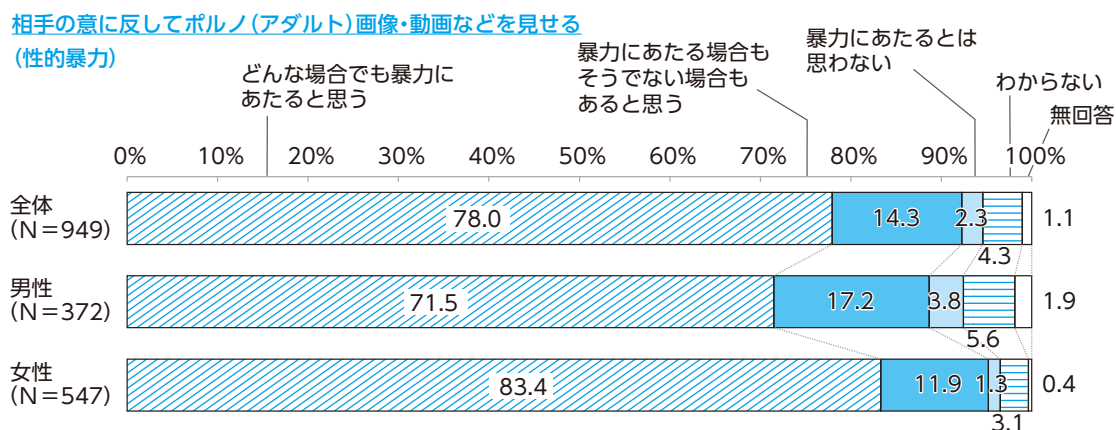
大声で怒鳴る
(精神的暴力)



必要な生活費を勝手に使う/相手に渡さない
(経済的暴力)



相手の意に反してポルノ(アダルト)画像・動画などを見せる
(性的暴力)



(令和6年度 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査)

【施策の方向2】 DVの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する

- ・本市における配偶者等からの暴力に関する相談件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等の影響と思われますが、令和元(2019)年度の2,025件に対し令和2(2020)年度は2,903件に増加しました。その後は減少傾向となり令和6(2024)年度は1,800件となりました。
- ・DV*、デートDV*、性暴力等の各防止啓発リーフレットやポスター等の学校や医療機関等への配布を行い、各種相談窓口の一層の周知に努めました。また、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ「ストップ! DVキャンペーン」を実施し、広報の強化や相談電話時間の延長を行いました。
- ・市民や支援者向けに、DVや性暴力の実態、被害者の様子、必要とするケアや暴力の防止に向けた取り組み等を周知する講座を開催しました。
- ・被害者の心理面の回復に向けたカウンセリング等を実施し、被害者の心理的被害・心の傷からの回復のための取り組みを行いました。

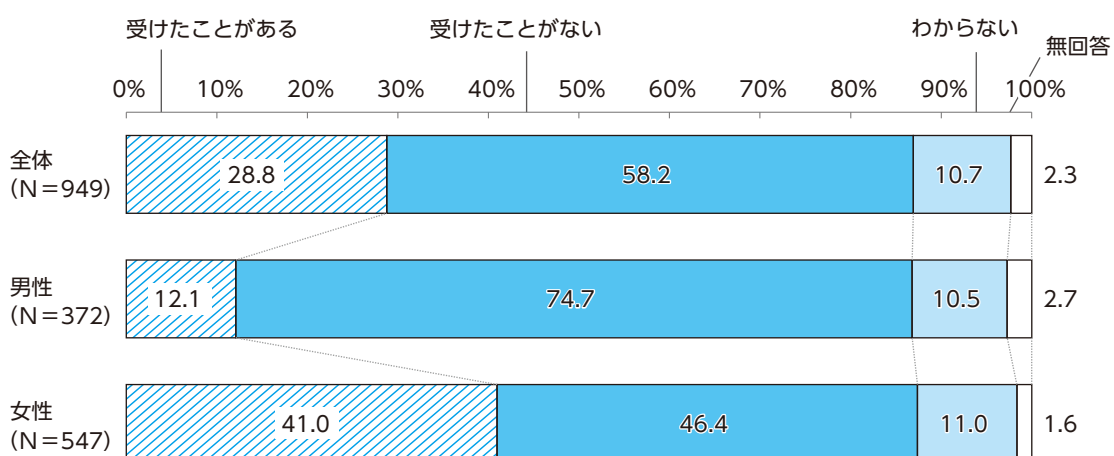
【施策の方向3】 性暴力の根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する

- ・被害者の心理的被害・心の傷からの回復のため、心理カウンセリングや講座を実施したほか、性暴力被害者支援スキルアップ講座や事例勉強会を実施しました。講座には教育、医療、福祉、NPOなど多様な分野の支援者のほか、民生委員児童委員等、地域で活動する多様な方々が参加しており、幅広く被害者支援の人材を育成することができました。

【施策の方向4】 性別等に基づくハラスメントの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する

- ・企業や学校への出前講座等を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止について周知啓発を図りました。
- ・令和6(2024)年度の市民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントを「受けたことがある」と回答した割合は、女性が約2.5人に1人(41.0%)、男性が約8人に1人(12.1%)で、女性の被害経験率は男性の3倍強でした(図5)。

図5 セクシュアル・ハラスメントの被害経験



(令和6年度 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査)

【施策の方向5】 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発を推進する

- ・若年妊娠・予期せぬ妊娠等の防止や性感染症の予防等について、教育委員会と連携を図りながら、小中学校、高等学校にて児童生徒と保護者を対象とした講習会を実施する等、思春期からの心と体の健康教育の充実に向けた取り組みを進めました。

【施策の方向6】 女性のライフステージに合わせた健康づくりを支援する

- ・女性が自分自身の心と体の健康についての知識を獲得し、自己決定できるようになるための講座等を実施しました。
- ・妊娠期からの悩みを抱える方等への相談対応や保健指導を行う相談窓口を設置することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図りました。

◆成果目標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値	目標値
身体的暴力以外の暴力に対する「暴力」としての認識度 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	・大声で怒鳴る 51.2% ・外出や携帯電話、メールを細かく監視する 51.0% (令和元年度)	・大声で怒鳴る 61.7%(○) ・外出や携帯電話、メールを細かく監視する 60.6%(○) (令和6年度)	各70% (令和7年度)
DV*を受けた後に、相談した人の割合 ※DV防止法*におけるDV ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	女性58.0% 男性9.1% (平成27年度)	女性39.7% 男性20.0%(○) (令和6年度)	女性70% 男性40% (令和6年度)
仙台市「女性への暴力相談電話」の認知度 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	39.9% (平成27年度)	53.7%(○) (令和6年度)	60% (令和6年度)
性暴力被害者支援に関する講座の受講者数	40人 (令和元年度)	406人 (令和3～6年度延べ)	5年間延べ500人 (令和7年度)

◆モニタリング指標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値
仙台市における配偶者等からの暴力に関する相談件数	2,025件 (令和元年度)	1,800件 (令和6年度)
婦人相談所※一時保護所への送致件数 ※令和6年4月1日より「女性相談支援センター」に変更	4件 (令和元年度)	21件 (令和6年度)
住民基本台帳事務におけるDV被害者の支援措置申出件数 ※DV防止法におけるDV	752件 (令和元年度)	1,051件 (令和6年度)

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値
宮城県警におけるDV*に関する事案取扱件数(宮城県内) ※DV防止法*におけるDV	2,380件 (令和元年)	2,127件 (令和6年)
DV防止法に基づく保護命令の新規受理件数(仙台地方裁判所管内)	63件 (令和元年)	55件 (令和6年)
性暴力被害相談支援センター宮城における性暴力被害相談専用電話「けやきホットライン」相談件数	204件 (令和元年度)	556件 (令和6年度)
「性的同意」という用語の認知度 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	—	92.2% (令和6年度)
思春期保健に関する講座の実施校数	22校 (令和元年度)	67校 (令和6年度)
定期的ながん検診を受けている人の割合 ※乳がん検診は40歳以上、子宮がん検診は20歳以上 ◇「仙台市民の健康意識等に関する調査」より	【乳がん検診】 53.7% 【子宮がん検診】 47.0% (平成28年度)	【乳がん検診】 51.1% 【子宮がん検診】 43.2% (令和3年度)

次期計画に向けた視点

- ① 被害を「生まない」「受けない」という視点を重視し、自己を大切にし他者を尊重することを学ぶ人権教育や、啓発を行っていく。
- ② 被害者支援にかかわる人材育成に取り組むとともに、効果的な相談・支援について検討していく。
- ③ 必要とする方へ十分な支援が行き届くよう、民間団体等の関係機関と連携して取り組みを進める。
- ④ 性や健康について、十分な情報を得て自己決定をし、必要な医療やケアを受けられるように、支援体制の整備や、性に関する健康についての教育・啓発を推進していく。
- ⑤ 性差に着目した健康支援について、企業等に対し啓発を行っていく。

基本目標 5 貧困などの困難に対する支援と障害の有無や性のあり方など一人ひとりの多様性の尊重を通じた地域共生社会づくり

【施策の方向1】 男女共同参画の視点からの相談事業の充実を図る

- ・女性相談事業(電話・面接相談、法律相談、就業自立相談)を実施するとともに、女性相談の利用者に、関連する講座やイベント、図書資料等の情報を提供したり、自助グループを紹介したりするなど、仙台市男女共同参画推進センター*機能を活用し、自立に向けた支援の一助としました。
- ・令和4(2022)年度に実施した「仙台市女性の暮らしと困難に関する実態調査」では、若年女性が自らの困難な状況に気づきにくく、支援につながりにくい状況にあるこ

とがわかりました。

- ・ 困難な状況にある女性が相談機関にアクセスしやすい環境をつくり、必要な支援につながるができるよう、令和3(2021)年度からレスパイト事業、生理用品の配布、民間支援団体との連携による出張型相談会を、令和4(2022)年度からアウトリーチ型相談支援事業を開始しました。

【施策の方向2】 心の健康づくりを推進する

- ・ 関係機関と連携を図りながら、自死を考えている方等の相談に応じるとともに、関係者に対して研修等を行い、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図りました。
- ・ 区保健福祉センターにおいて、精神科医によるメンタルヘルスに関する相談を実施し、こころの悩みの解決を支援する取り組みを行いました。

【施策の方向3】 貧困などの困難を抱える女性等の生活や就労・社会参画を支援する

- ・ 生活困窮者からの相談をワンストップで受け付ける窓口を設置し、個々の状況に応じた支援計画を策定するとともに、関係機関と連携し、相談者が抱える複合的な課題の解決に向けた支援を行いました。
- ・ 10代に十分な学びの機会を得られない等、さまざまな困難により自立を目指す活動に影響を受けている女性を対象に、女性相談事業等における伴走型のキャリアカウンセリングを通じて学習ニーズを掘り起こし、個別のカスタムメイドな学習支援を提供しました。
- ・ 仙台市母子家庭相談支援センター及び仙台市父子家庭相談支援センターにおいて、個別の家庭状況・就業適性・就業経験等に応じた就業相談、生活相談及び情報提供を行いました。

【施策の方向4】 年齢、障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず多様な人が共に支え合う地域づくりを推進する

- ・ コミュニティソーシャルワーカーが、各専門機関と協働し、専門的な支援と地域の支え合い活動との連携強化を図るほか、「制度の狭間」のケースに対する対応や関係機関同士のネットワークの強化に取り組みました。

【施策の方向5】 多様な性のあり方を尊重しあう環境づくりを推進する

- ・ 性の多様性について市民や企業、学校等における理解促進に向けて、リーフレット等を企業や学校等へ配布したほか、セミナーを開催しました。
- ・ 自身のセクシュアリティに関わらず安心して過ごせるコミュニティスペース「にじのひろば」を月1回設置し、性的マイノリティの方やそのご家族、支援者の方等が集う居場所づくりを行いました。
- ・ 性的マイノリティの方々が自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資するよう、令和6(2024)年12月より仙台市パートナーシップ宣誓制度*の運用を開始し、令和6(2024)年度に24組の宣誓がありました。

◆成果目標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値	目標値
男性相談の相談件数 (基本目標6再掲)	—	76件 (令和6年度)	100件 (令和7年度)
若年女性支援情報交換会の参加団体数	19団体 (令和元年度)	76団体 (令和3～6年度延べ)	5年間延べ 100団体 (令和7年度)
性的少数者等の居場所づくり事業参加者数	—	424人 (令和3～6年度延べ)	5年間延べ900人 (令和7年度末)

◆モニタリング指標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値
自殺死亡者数・自殺死亡率※ ※人口10万人当たりの自殺者数 ◇厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より	【自殺死亡者数】 女性50人 男性94人 【自殺死亡率※】 女性8.53 男性18.26 (令和6年)	【自殺死亡者数】 女性65人 男性110人 【自殺死亡率※】 女性11.80 男性21.33 (令和6年)
男女の賃金格差 (仙台地方振興事務所管内) ※平均賃金における、男性を100とした場合の女性の賃金の値 ※常用労働者(正社員)のみ ◇宮城県「労働実態調査」より	73.2 (令和元年7月)	69.7 (令和6年7月)
雇用者における非正規の割合 ◇総務省「就業構造基本調査」より	女性 53.4% 男性 19.2% (平成29年)	女性 47.7% 男性 19.0% (令和4年)
「仙台市生活自立・仕事相談センター わんすてっぶ」における新規相談件数	女性 1,295人 男性 1,630人 (令和元年度)	女性 1,259人 男性 1,387人 (令和6年度)
「ひとり親家庭等相談支援センター」における相談延べ件数	母子家庭相談支援センター 723件 父子家庭相談支援センター 34件 (令和元年度)	母子家庭相談支援センター 906件 父子家庭相談支援センター 17件 (令和6年度)
養育費保証契約保証料補助事業における補助金の申請件数	令和2年度 制度開始	1件 (令和6年度)

次期計画に向けた視点

- ① さまざまな困難を抱える方への支援について、行政や民間の支援団体等、あらゆる分野の関係機関が協働し、特に複合的な困難を抱えた女性が包括的な支援を受けられる体制を整備する。
- ② 心の健康を守るための取り組みを推進していく。
- ③ 自身が困難な状況にあることに気づく力と生きる力を幼少期より育むための取り組みを行う。
- ④ 性の多様性の理解促進と性的マイノリティの方への支援の充実を図っていく。

基本目標 6 男性による男女共同参画の推進

【施策の方向1】 男性の男女共同参画意識を醸成する取り組みを推進する

- ・「男性のための電話相談」を実施し、生き方や働き方、職場やパートナーとの人間関係、性に関すること等、男性の相談員が男性のさまざまな悩み等の相談を受け、相談内容やご希望に応じて専門窓口の紹介等を行いました。
- ・図書資料等を通して、男性に向けた家事・育児・介護等への参画に係る広報・啓発を実施しました。

【施策の方向2】 家事・子育て・介護等への男性の参画を支援する

- ・企業等で働く男性を主な対象とし、男性の家事・育児等への参画を主なテーマとした男女共同参画意識醸成のための出前型講座を行ったほか、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の実現に向けた企業の取り組みを推進するセミナーを実施しました。
- ・市役所において、子育て制度利用プランや育児参加促進チェックシートを活用し、所属する男性職員に対し育児休業等の取得を勧奨したほか、男性向けの子育て制度ハンドブックを作成し周知を行いました。

【施策の方向3】 地域活動等への男性の参画を支援する

- ・町内会等の住民自治組織について、デジタル技術を活用した活動支援や担い手の発掘・育成に取り組むことで、コミュニティを支える環境づくりを進めました。

◆成果目標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値	目標値
男性相談の相談件数 (基本目標5再掲)	—	76件 (令和6年度)	100件 (令和7年度)
市役所における配偶者の出産前後の育児関連休暇取得率	90.6% (令和元年度)	81.7% (令和6年度)	100% (令和10年度)

項 目	計画策定時直近値	令和7年度直近値	目標値
市役所における男性職員の育児休業取得率 (令和5年度に目標値を改定し集計方法も変更) ※1 市長部局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局の合計 ※2 水道局、交通局、ガス局及び市立病院の合計	15.0% (令和元年度)	市長部局等※1 84.8% 消防局 32.0% 教育局 41.5% 企業局※2 78.0% (令和6年度) 【参考】計画策定時の集計方法による取得率58.7%	市長部局等※1 85%以上 (取得期間2週間以上) 消防局 85%以上 教育局 85%以上 企業局※2 85%以上 (令和10年度)

◆モニタリング指標

項 目	計画策定時直近値	令和7年度直近値
過去5年間に出産・育児をきっかけとして仕事や働き方が変化した人の割合 (基本目標3再掲) ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	—	19.2% (令和6年度)
未就学児のいる男女の一日の平均家事時間※(仕事のある日) ※家事、育児、介護の時間の合計 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	女性507分 男性119分 (令和元年度)	女性547分 男性205分 (令和6年度)
介護時間等について (介護をしている者対象) ①介護者の男女比 ②一日に平均で1～2時間程度介護している人の割合 ③ほぼ一日中介護している人の割合 ※「仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査」より	①女性59.3% 男性29.6% ②女性28.4% 男性31.5% ③女性25.3% 男性26.6% (令和元年度)	①女性61.9% 男性31.1% ②女性24.7% 男性32.8% ③女性26.6% 男性25.7% (令和4年度)
介護研修の男性参加比率	介護ナイター講座 38.8% 土曜、日曜日に実施する講座 31.6% (令和元年度)	介護ナイター講座 23.8% 土曜、日曜日に実施する講座 28.1% (令和5年度)

次期計画に向けた視点

- ① 男女共同参画に対する男性自身の意識の醸成をさらに図っていく。
- ② 男性に対する固定的な性別役割分担意識*やアンコンシャス・バイアスをなくすことにより、子育てや介護、地域活動等への男性の参画を後押ししていく。
- ③ 男性が抱える悩みや困難の解消に向けて、引き続き相談機関の周知や相談しやすい環境づくりを行う。
- ④ 男性の多様な生き方やキャリアの選択を可能とする力を幼少期より育む。

基本目標 7 男女共同参画を推進する学びと協働の充実

【施策の方向1】 男女平等や多様性を尊重する意識を育てる教育の充実を図る

- 市立小中学校における人権教育の充実を図るため、独自に人権教育資料を作成・配布して、現場の教育実践において活用を図りました。

【施策の方向2】 子どもや若者の多様な選択を可能とする教育の充実を図る

- 本市内の学校等からの依頼を受け、デートDV*やキャリア形成をテーマとした出前講座を実施しました。

【施策の方向3】 男女共同参画推進のための広報・啓発を推進する

- 仙台市男女共同参画推進センター*のホームページやせんだい男女共同参画財団*が発行する広報紙等により、男女共同参画推進に関する広報・啓発を実施しました。

【施策の方向4】 多様な学びの環境づくりを推進する

- 男女共同参画推進せんだいフォーラムにおいて、男女共同参画の推進に向けて活動する市民団体が、「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて、社会課題の解決をテーマとした企画を行いました。

【施策の方向5】 男女共同参画に関する市民活動への支援の充実と協働の推進を図る

- 男女共同参画にまつわる旬なテーマをはじめ、地域の課題解決につながるミニイベントやワークショップを多様な団体・市民と連携しながら実施しました。

【施策の方向6】 男女共同参画に関する調査・研究や情報の収集・提供を推進する

- 男女共同参画に関する図書・映像資料等を収集し、仙台市男女共同参画推進センターにおいて市民に貸出したほか、テーマを決めてピックアップした図書や主催イベントの関連本を紹介しました。

◆成果目標

項目	計画策定時直近値	令和7年度直近値	目標値
せんだい男女共同参画財団による出前講座の実施数	43件 (令和元年度)	165件 (令和3～6年度延べ)	5年間 延べ220件 (令和7年度)
男女共同参画推進フォーラムの参加団体数	36団体 (令和元年度)	158団体 (令和3～6年度延べ)	5年間 延べ180団体 (令和7年度)

◆モニタリング指標

項 目	計画策定時 直近値	令和7年度 直近値
固定的な性別役割分担意識*についての 反対の割合 ※「反対」または「どちらかといえば反対」の合計 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意 識調査」より	女性55.6% 男性49.7% (令和元年度)	女性70.2% 男性58.6% (令和6年度)
男女の地位が平等になっていると思う人 の割合 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意 識調査」より	【家庭生活】 34.5% 【職場】 24.2% 【社会全体】 12.2% (令和元年度)	【家庭生活】 33.6% 【職場】 25.2% 【社会全体】 11.8% (令和6年度)
せんだい男女共同参画財団*が実施する 男女共同参画推進講座の参加者数	6,824人 (令和元年度)	4,544人 (令和6年度)
仙台市男女共同参画推進センター*の図 書貸出冊数	3,095冊 (令和元年度)	1,776冊 (令和6年度)
仙台市男女共同参画推進センターにおけ る市民活動スペース等の延べ利用者数	エル・パーク仙台 (市民活動スペース) 51,101人 エル・ソーラ仙台 (市民交流・ 図書資料スペース) 99,273人 (令和元年度)	エル・パーク仙台 (市民活動スペース) 7,354人 エル・ソーラ仙台 (市民交流・ 図書資料スペース) 34,733人 (令和6年度)

次期計画に向けた視点

- ① 各種調査等について男女共同参画の視点で分析を行う等、さまざまな分野において男女共同参画意識を浸透させ、男女平等のまちづくりのための基盤づくりを行う。
- ② アンコンシャス・バイアスへの気づきが得られる学びの機会をあらゆる年代に向けて提供する。
- ③ 性差等の「ちがい」に着目したジェンダード・イノベーション*について企業等に向けて知見の提供を行う等、ジェンダー主流化*に向けて、関係機関と協働し取り組みを広げる。
- ④ 企業や民間の支援団体等と連携し、女性活躍推進や困難を抱える女性への支援等の充実を図る。

1 計画の策定にあたって

2 計画の基本的な考え方

3 基本目標及び施策の方向

4 計画の推進

参考資料

1 計画の策定にあたって

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の前提

(1) 法律上の位置づけ

本計画は、仙台市男女共同参画推進条例*に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とします。また、「男女共同参画社会基本法*」に基づく市町村男女共同参画計画として定めます。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」に定める市町村基本計画(仙台市DV防止基本計画)及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」に定める市町村推進計画(仙台市働く女性の活躍推進計画)、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」に定める市町村基本計画を包含するものとします。

(2) 仙台市の各計画との関係

本計画は、仙台市基本計画を上位計画とし、市の関連する分野別の諸計画との整合性が図られた計画とします。

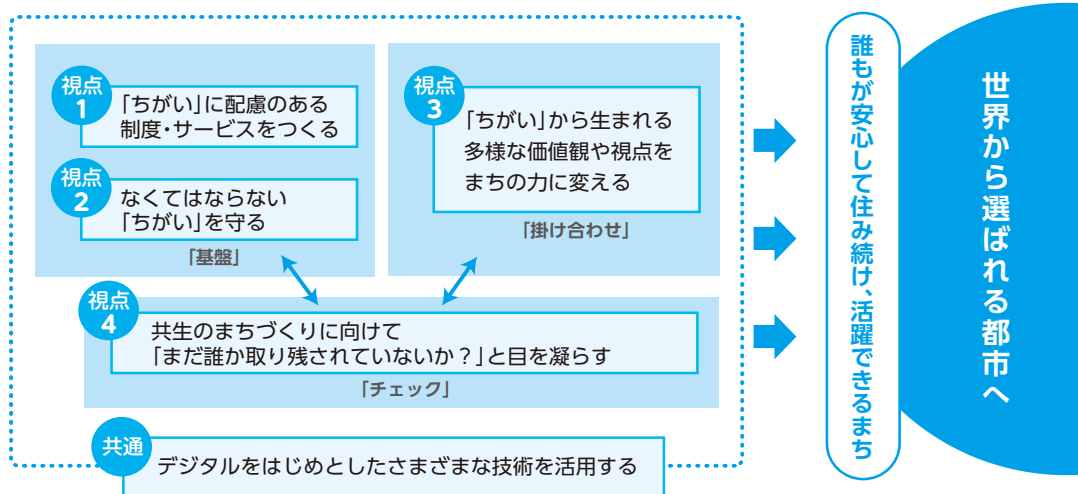
(3) 仙台市ダイバーシティ推進指針*との関連

本市では、さまざまな施策を検討・実施する際に盛り込むべきダイバーシティの視点等を取りまとめ、令和7(2025)年3月に「仙台市ダイバーシティ推進指針」を策定しています。人口減少や少子高齢化が進む中、本市が将来にわたり持続的に成長していくためには、性別、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが自分らしく活躍できる多様性(ダイバーシティ)を生かしたまちづくりが重要であり、その実現には、性別にとらわれることなく、あらゆる分野で自らの意思によって活躍できる男女共同参画の視点が不可欠です。

推進指針では、「ちがいを受け入れ、尊重し、良い形で互いに影響し合いながら、「ちがいを強みに変えることで、属性にかかわらず誰もが成長の機会と恩恵を得て、地域全体が成長することを目指す」としています。

「ちがいを尊重するためには、まずはそれに気づくことが大切です。例えば、推進指針でも位置付けている「アンコンシャス・バイアス」に気づき、固定的な性別役割分担意識*の解消を図ることなどは、個々の「ちがいを意識し尊重するための重要なステップ」となり、「取り残されている人」への気づきや支援が広がり、互いにケアし、ケアされる存在として支え合う共生のまちづくりにつながるものであります。

本計画の実行にあたっては推進指針を踏まえ、多様性を認め合う環境整備やジェンダー・イノベーション*、性差に起因する課題や困難の視点に着目しながら、男女共同参画のまちづくりに向けた施策を進めてまいります。



(4) 持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) との関連

SDGs (Sustainable Development Goals)とは平成27(2015)年の国連サミットで採択された令和12(2030)年までの持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール、169のターゲットを定めています。

本計画の推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」などを中心としながら全てのゴールの達成への寄与を図ります。



(5) 本計画における考え方の視点

・ジェンダー主流化*

社会的・文化的な性差(ジェンダー)の平等を目的としたジェンダー主流化は、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービス等を生むことにつながり、社会における生きづらさをなくしていくことにもつながるものです。国の第6次男女共同参画基本計画においては、ジェンダー主流化を推進し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会などすべてのステークホルダーが連携して一層の取り組みを進めていく必要があるとされています。本市では、本計画を推進し、教育、経済、政治、福祉、環境などさまざまな分野において、男女で異なる課題やニーズを踏まえた政策や事業などを立案・実行していくことで、誰もが活躍できる社会を実現していきます。

・ウェルビーイング*

国の第6次男女共同参画基本計画において、男女共同参画・女性活躍に係る取り組みを推進することは、男性も含めたすべての人の就業環境の改善につながり、さらには女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(ウェルビーイング)を実現する社会形成に資するものであるとされています。

本計画においても、性別にかかわらず誰もが自ら望む生き方を選択し、生きがいを感じながら安心して自分らしく暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めていきます。

2 計画の期間

社会情勢の変化、国の動向を踏まえた内容とするため、計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

3 計画の基本理念

本計画は、仙台市男女共同参画推進条例*に掲げられた「男女平等のまち」の実現を目指し、基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

実現を目指すまちの姿

男女が、その個性と人権を尊重し合うとともに、性別にかかわらず、多様な生き方を自ら選択し、その能力を十分に発揮できる男女平等のまち

※仙台市男女共同参画推進条例 前文

男女共同参画の推進における基本理念

- ①男女の人権が尊重されること
- ②性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されること
- ③男女が社会の対等な構成員として、政策等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること
- ④男女が家庭生活における活動と他の活動とを両立して行うことができるようにすること

※仙台市男女共同参画推進条例第3条から要約

1 計画の策定にあたって

2 計画の基本的な考え方

3 基本目標及び施策の方向

4 計画の推進

参考資料

第3章 基本目標及び施策の方向

1 計画の構成

第1章においてまとめた次期計画に向けた視点を受けて、国における第6次男女共同参画基本計画における政策の柱である、

- I 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現
- II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化
- III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

も勘案し、本計画では次の二つを基軸とした上で基本目標を定めます。

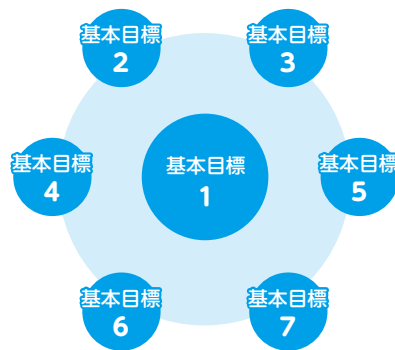
仙台市の持続的な成長発展に向け、行政、民間企業、地域団体等における事業実施や組織運営のあらゆる段階で男女問わず活躍できる社会を目指す

ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な生き方の実現を図るとともに、困難を抱える方への支援を通して、誰もが安心して自分らしく暮らせる環境を整える

— 基本目標 —

- 1 さまざまな分野における男女共同参画の視点の取り入れと実践
- 2 あらゆる分野における女性の多様な力の発揮
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画
- 4 男性の多様で柔軟な生き方の実現
- 5 困難を抱える女性への支援と困難な状況に陥らないための基盤づくり
- 6 DVや性暴力の根絶と被害者への支援
- 7 性の多様性と性に関する健康への理解・支援の促進

施策の実施にあたっては、基本目標1をプラン全体に通じる共通項とし、それぞれの基本目標が密接に関係し合いながら、波及的に効果を発揮することを目指します。



2 計画の体系

基本目標	施策の方向
基本目標 1 さまざまな分野における男女共同参画の視点の取り入れと実践	1. 男女平等や多様性を尊重する意識をあらゆる年代において醸成する取り組みを推進する 2. 男女共同参画に関する調査・研究や広報・啓発を推進する 3. 男女共同参画推進に向けた市民活動の支援の充実を図る 4. 多様な主体との協働により男女共同参画を推進する
基本目標 2 あらゆる分野における女性の多様な力の発揮	1. 働く女性の多様な働き方や活躍を支援する 2. 女性の活躍を支える環境づくりを推進する 3. 防災・減災に資するまちづくりにおける男女共同参画を推進する 4. 女性の多様な選択を可能とする教育と学びの充実を図る
基本目標 3 政策・方針決定過程への女性の参画	1. 市及び関係団体等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を推進する 2. 企業等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する 3. 地域団体や市民団体における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する
基本目標 4 男性の多様で柔軟な生き方の実現	1. 男性の家事・子育て・介護等への参画を促進する 2. 男性の多様で柔軟な生き方を支える環境づくりを推進する 3. 困難を抱える男性を支援する取り組みを推進する 4. 固定的な性別役割分担意識によらない自分らしい生き方のための教育と学びの充実を図る
基本目標 5 困難を抱える女性への支援と困難な状況に陥らないための基盤づくり	1. 困難を抱える女性の生活や就労・社会参画を支援する 2. さまざまな主体との協働による包括的な支援の充実を図る 3. 心の健康を守るための取り組みを推進する 4. 困難な状況にあることに気づく力と生きる力を幼少期から育む取り組みを推進する
基本目標 6 DVや性暴力の根絶と被害者への支援	1. 人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る 2. DVの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する 3. 性暴力の根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する 4. セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
基本目標 7 性の多様性と性に関する健康への理解・支援の促進	1. 性の多様性への理解促進と支援の充実を図る 2. 性差に応じた健康づくりを支援する 3. 性に関する健康の体系的な教育・啓発を推進する

— 以下の計画を包含 —

- ・ 仙台市DV防止基本計画
- ・ 仙台市働く女性の活躍推進計画
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画

基本目標 1 さまざまな分野における男女共同参画の視点の取り入れと実践

すべての人が、性別にかかわらず多様な生き方を自ら選択し、その能力を十分に発揮できる男女平等のまちづくりを実現するためには、さまざまな分野において男女共同参画の視点が反映されていることや、男女で異なる課題やニーズがあることを踏まえた施策の立案や実行がなされていることが重要です。

特定の性のみに着目するのではなく、男女のそれぞれへの影響や異なるニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策等を生み、社会における生きづらさをなくしていくことにもつながります。そのためには、企業・地域、性別や年代などを問わない幅広い意識の醸成、あらゆる分野の調査・研究における男女別の分析、性差等の「ちがい」に着目したジェンダード・イノベーション*の知見の提供や広報・啓発等、関係機関と協働したさまざまな取り組みを広げていきます。

令和6(2024)年度の市民意識調査では、男女の地位の平等感に関して、「男性優遇」と感じている人の割合が「政治の場」「社会通念・慣習など」「社会全体」では7割以上、「家庭生活」「職場」では5割以上に上っており、平成26(2014)年度の調査からほとんど改善が見られていません。

男女共同参画推進のための取り組みが進められている中、大きな改善が見られていない要因の一つとして、長年にわたり人々の中に刷り込まれてきたアンコンシャス・バイアスや固定的な性別役割分担意識*があることが挙げられます。

前述の市民意識調査では、男女共同参画社会実現に向けて本市が特に力を入れるべきこととして、人権の尊重に向けた男女平等の意識を養うための教育の充実についての選択肢が最も多く選ばれ、52.6%となっています。性別や年齢、ライフステージにかかわらず、自らの意思で多様な生き方を選択できるよう、こどもや若者に対し男女平等の意識を浸透させるためのさらなる教育の充実を図るとともに、アンコンシャス・バイアスへの気づきや固定的な性別役割分担意識の解消のためには、年代を問わず学びの機会を得られることが重要であることから、あらゆる年代に対し、男女共同参画についての学びの環境づくりを推進していきます。

男女共同参画社会の実現に向けては、本市のみならず、一人ひとりの市民や企業、NPO、地域団体、教育機関などが自律的に、また相互に連携しながら取り組みを進めていくことが重要です。引き続き、これらの多様な主体が展開する活動への支援、団体等との協働の推進に取り組んでいくとともに、仙台市男女共同参画推進センター*を男女共同参画の推進拠点として、女性活躍推進や困難を抱える女性への支援等の各種事業を通して、さらに多くの市民や企業、関係機関をつなぐ中核としての役割を果たしていきます。

●施策の方向

1	男女平等や多様性を尊重する意識をあらゆる年代において醸成する取り組みを推進する
2	男女共同参画に関する調査・研究や広報・啓発を推進する
3	男女共同参画推進に向けた市民活動の支援の充実を図る
4	多様な主体との協働により男女共同参画を推進する

●目標・指標

成果目標：目標値を設定し取り組みの成果を測るもの
 モニタリング指標：状況を把握するためのもの

・成果目標

項 目	現状(直近値)	目標値	担当局等
男女の地位が平等になっていると思う人の割合 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	家庭生活 33.6% 職場 25.2% 地域活動の場 33.8% (令和6年度)	家庭生活 40% 職場 30% 地域活動の場 40% (令和12年度)	市民局
男女平等や多様性を尊重する意識の醸成に関する出前講座の実施数	40回 (令和6年度)	延べ220回 (令和8～12年度)	市民局
男女共同参画の推進に関する市民協働事業の実施数	8回 (令和6年度)	延べ45回 (令和8～12年度)	市民局

・モニタリング指標

項 目	現状(直近値)	担当局等
固定的な性別役割分担意識* についての反対※の割合 ※「反対」と「どちらかと言えば反対」の合計 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	女性70.2% 男性58.6% (令和6年度)	市民局
仙台市男女共同参画推進センター* における市民活動スペース等の延べ利用者数	エル・パーク仙台/エル・ソーラ仙台 (市民活動スペース) (市民交流図書資料スペース) 7,354人 / 34,733人 (令和6年度)	市民局
仙台市男女共同参画推進センター における市民活動相談支援件数	46件 (令和6年度)	市民局

◇仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査(仙台市実施・5年ごと調査)

●事業の概要 — 施策の方向別の主な取り組み

■施策の方向1

男女平等や多様性を尊重する意識をあらゆる年代において醸成する取り組みを推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育の推進(5-4、6-1再掲) ● 教職員向け人権教育研修会の実施(6-1再掲) ● 学校における管理職を対象とした研修(6-1再掲) ● こどもの権利に関する意識啓発(5-4、6-1再掲) ● こどもや若者に向けた人権に関する講座等の実施(2-4、4-4、5-4、6-1再掲) ● 仙台市男女共同参画推進センター*を活用した講座など学習・研修事業(2-4、4-4再掲) ● 男女共同参画に関する出前講座等の実施 ● 市民団体等との協働による男女共同参画推進イベントの実施(1-4再掲) ● 市民センターでの講座 ● 社会学級での講座 ● 幼稚園PTA 家庭学級開設補助 ● 生涯学習に関する学習情報の提供及び学習相談の実施(1-3再掲) ● 障害者の生涯学習推進(4-3、5-2再掲) ● ジェンダー・イノベーション*に関する市民向け講座の開催 ● メディアからの情報の読解能力を育むための学校教育の充実 	まちづくり政策局 市民局 こども若者局 教育局

■施策の方向2

男女共同参画に関する調査・研究や広報・啓発を推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する各種情報の収集・提供・発信 ● 男女共同参画に関する統計情報の公開 ● 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ● 市が実施する調査の男女別分析の推進 ● 男女共同参画の視点に配慮した行政広報 ● 男性に向けた男女共同参画に係る広報・啓発(4-1再掲) ● 適切な機会を捉えた相談窓口等の情報提供(5-1、6-2、6-3、6-4再掲) ● 男女共同参画の推進に係る市職員研修の実施 	総務局 市民局

■ 施策の方向3

男女共同参画推進に向けた市民活動の支援の充実を図る

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に向けた市民活動を促進するための情報提供や支援 ● 仙台市男女共同参画推進センター*における活動・交流スペースの提供 ● 市民活動への多様な主体の参加促進 ● 市民活動サポートセンターにおける市民活動支援及び協働の推進 ● 女性の参画に関する地域団体や市民団体への啓発や支援(2-3、3-3再掲) ● ジェンダー問題に起因する課題に取り組む自助グループに対する支援(6-2、6-3、6-4再掲) ● 生涯学習に関する学習情報の提供及び学習相談の実施(1-1再掲) 	<p>市民局</p> <p>教育局</p>

■ 施策の方向4

多様な主体との協働により男女共同参画を推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民団体等との協働による男女共同参画推進イベントの実施(1-1再掲) ● 働く女性のネットワークとの協働(2-1、2-2、3-2再掲) ● 地域で活動する女性のネットワークとの協働(2-3、3-3再掲) ● 女性支援事業を実施する団体との連携(5-2、6-2、6-3、6-4再掲) ● 性の多様性に関する団体との協働(7-1再掲) ● 民間企業等との共同によるジェンダード・イノベーション*の推進 ● 地域における各種相談員の活動に対する支援(4-3、5-2再掲) 	<p>まちづくり政策局</p> <p>市民局</p> <p>健康福祉局</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の多様な力の発揮

誰もが、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、一人ひとりの持つ個性と能力を発揮することは、個人の幸福な暮らしの根幹となるだけでなく、多様な視点が掛け合わされることによりイノベーションが生み出され、社会の持続的な発展を促進するための必要不可欠な要素となります。

とりわけ就業は、自立に向けて欠くことのできない基盤であり、性別にかかわらず自らの希望に応じて働くことができる環境づくりは、男女共同参画の視点からも重要です。本市における女性の有業率が全国に比べて低いこともあり、引き続き、起業や自営業も含めた多様な選択肢から女性が自ら望む働き方を選び、能力を十分に発揮し活躍していくことができるよう支援していきます。

同時に、働く女性の活躍推進は、今後本市における生産年齢人口の減少が予測される中において、企業の成長や存続に直結する喫緊の課題です。女性の職域の開拓・拡大など、あらゆる働く場において女性が活躍することは、多様な視点の掛け合わせによるイノベーションを創出し、企業の持続的な成長を促進するものとなります。引き続き、アンコンシャス・バイアスへの気づきや固定的な性別役割分担意識*の解消に向けた意識改革や就労環境の整備に取り組んでいきます。

女性の活躍を推進する上で、男女ともにワーク・ライフ・バランスの実現は欠かせない要素となります。育児や介護等の事情を抱える方に配慮した取り組みを引き続き推進していくとともに、長時間労働等を見直し、柔軟な働き方を浸透させることで、全ての人が働きやすい環境をつくることが重要であると考えます。

また、出産や育児を機にそれまでの勤務先を辞めたり、就労継続してもキャリアが中断・停滞し勤続年数や昇進に影響を及ぼしたりするなど、女性であることを背景とした課題もあり、女性が経済的な安定を得ながら安心して働き続けることができる職場の確保も重要です。令和8(2026)年4月から改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」が施行され、常用労働者の数が101人以上の企業において女性管理職比率と男女間賃金差異に係る情報公表が義務付けられました。これらの情報から見えてくる課題を踏まえつつ、企業や経済団体、関係行政機関、さらには働く女性たちとも連携し、働く場における女性の活躍推進に向け効果的な取り組みを進めていきます。

さらに、同改正法には職場における女性の健康支援の推進も新たに盛り込まれました。働く女性は、キャリア形成において重要な時期である20代から40代前半にかけては妊娠・出産の時期を迎え、仕事で責任を負う立場になる40代後半から50代にかけて更年期を迎えます。こうした女性特有の心身の変化に伴う健康課題による労働損失等の経済損失は社会全体で約3.4兆円と推計されており(女性特有の健康課題による経済損失の試算と健康経営の必要性について(経済産業省・令和6年2月

公表)より)、女性の就業者数が増加する中において、女性への健康支援の重要性の認識が高まっています。近年、こうした女性の健康課題を先進的な技術で解決したりケアしたりするフェムテック*やフェムケア*が注目されています。女性が健康課題を抱えながらも働きやすい社会は、男性も含めた全ての人々にとって働きやすい社会につながることを期待されるものであり、柔軟な働き方の推進など、仕事と健康が両立できる環境づくりに取り組んでいきます。

地域においても、平常時から女性がまちづくりに参画し、女性の視点からの意見を発信していくことが重要です。東日本大震災では、避難所運営において女性の参画が十分に確保されず多くの課題が顕在化しましたが、こうした経験と復興への思いを、平成24(2012)年に本市で開催された日本女性会議*において被災地の女性たちが発信し、女性自身が「きめる」ことの重要性、女性自らが「うごく」ことの必要性を共有する「仙台宣言」が採択されました。本市は、その宣言都市として、防災・減災の取り組みを推進する責任を果たす必要があります。引き続き、女性と防災に関する視点の発信と継承、地域における女性人材の育成などに取り組んでいきます。

このように、女性が多様な働き方や生き方を選択し、さまざまな領域へチャレンジすることを後押ししていくために、次世代を担うこども達を対象としたキャリア教育を充実させ、固定的な性別役割分担意識*にとらわれず多様な働き方や暮らし方を自ら選択できる力を育てるとともに、その選択を後押しする周囲の意識醸成を図るための学びの機会の提供を行っていきます。

●施策の方向と想定される取り組み例

1	働く女性の多様な働き方や活躍を支援する
2	女性の活躍を支える環境づくりを推進する
3	防災・減災に資するまちづくりにおける男女共同参画を推進する
4	女性の多様な選択を可能とする教育と学びの充実を図る

●目標・指標

成果目標：目標値を設定し取り組みの成果を測るもの
モニタリング指標：状況を把握するためのもの

・成果目標

項目	現状(直近値)	目標値	担当局等
女性リーダー育成事業修了者のイベント等への登壇数	28回 (令和6年度)	延べ175回 (令和8~12年度)	市民局
児童クラブの待機児童数 (基本目標4再掲)	20人 (令和7年5月1日時点)	令和8年度に 0人とし維持する	こども若者局

項目	現状(直近値)	目標値	担当局等
男女共同参画の視点による防災・まちづくり事業への参加者数	213人 (令和6年度)	延べ780人 (令和8~12年度)	市民局
多様なキャリア形成に資する出前講座の実施数 (基本目標4再掲)	36回 (令和6年度)	延べ190回 (令和8~12年度)	市民局

・モニタリング指標

項目	現状(直近値)	担当局等
男女の賃金格差 (仙台地方振興事務所管内) ※平均賃金における男性を100とした場合の女性の賃金の値 ※常用労働者(正社員)のみ ◇宮城県「労働実態調査」より	69.7 (令和6年度)	—
25歳~44歳の女性の有業率 ◇総務省「就業構造基本調査」より	78.2% (令和4年)	—
仙台市起業支援センター「アシ☆スタ」*における起業相談件数	女性715人 男性746人 (令和6年度)	経済局
女性活躍推進法*に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)を受けた企業数	25社(うちプラチナなし) (令和6年度末)	—
「女性のチカラを活かす企業」認定企業数	222社 (令和7年4月1日)	—
次世代育成支援対策推進法*に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)を受けた企業数 (基本目標4再掲)	41社(うちプラチナ6社) (令和7年4月1日)	—
介護者の男女比 (基本目標4再掲) ◇「仙台市 介護保険事業計画策定のための実態調査」より	女性61.9% 男性31.1% (令和4年度)	健康福祉局
今後の仕事と介護の両立に対し、問題なく続けていける介護者の割合 (基本目標4再掲) ◇「仙台市 介護保険事業計画策定のための実態調査」より	25.3% (令和4年度)	健康福祉局
仙台市地域防災リーダー*養成講習を修了した女性の人数・割合	人数331人 割合24.5% (令和7年4月1日)	危機管理局

◇労働実態調査(宮城県実施・毎年調査)
就業構造基本調査(総務省実施・5年ごと調査)
仙台市 介護保険事業計画策定のための実態調査(仙台市実施・3年ごと調査)

●事業の概要 — 施策の方向別の主な取り組み

■施策の方向1

働く女性の多様な働き方や活躍を支援する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 働く女性向け交流会等のキャリア形成事業(2-4、3-2再掲) ● 仙台市女性リーダー・トレーニング・プログラム*の実施(3-2再掲) ● 仙台市女性リーダー・トレーニング・プログラム修了者のフォローアップ(3-2再掲) ● 働く女性のネットワークとの協働(1-4、2-2、3-2再掲) ● キャリアコンサルティングの実施(4-3、5-1再掲) ● 障害者就労支援(4-3、5-1再掲) ● 仙台市起業支援センター「アシ☆スタ」*における起業支援 ● 起業家への開業後の事業継続・拡大支援 ● 起業に関する啓発や機運の醸成 ● ソーシャルビジネスの啓発・促進 	市民局 健康福祉局 経済局

■施策の方向2

女性の活躍を支える環境づくりを推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等に対する女性活躍推進の広報・啓発(3-2再掲) ● 企業等の女性活躍推進に係る支援(3-2再掲) ● 働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の紹介 ● 女性活躍を推進している企業への優遇措置の導入(3-2再掲) ● 経済団体、行政等による協議会の設置(3-2再掲) ● フェムテック*・フェムケア*の推進等による女性の健康課題に関する理解促進(7-2再掲) ● 働く女性のネットワークとの協働(1-4、2-1、3-2再掲) ● 戦略人事推進ロールモデル創出事業(4-2再掲) ● 「働くみなさんのためのガイドブック」の発行(4-2再掲) ● 企業等に対する仕事と家庭の両立支援促進(4-2再掲) ● ワーク・ライフ・バランス推進に関する出前講座等の実施(4-1、4-2再掲) ● 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(4-2再掲) ● 家庭的保育事業の運営支援(4-2再掲) ● 小規模保育事業の運営支援(4-2再掲) ● 事業所内保育事業の運営支援(4-2再掲) ● 居宅訪問型保育事業の運営支援(4-2再掲) ● 私立保育所の運営支援(4-2再掲) 	市民局 健康福祉局 こども若者局 経済局 教育局

担当局等	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園への移行・運営支援(4-2再掲) ● 子育て支援ショートステイ事業(4-2再掲) ● 病児・病後児保育事業(4-2再掲) ● 幼稚園預かり保育事業(4-2再掲) ● 保育所等における一時預かり事業(4-2再掲) ● 延長保育事業(4-2再掲) ● 休日保育事業(4-2再掲) ● 子育てに関する情報発信充実事業(4-2再掲) ● こども・子育てに関するオンライン等相談事業(4-2再掲) ● のびすく(子育てふれあいプラザ等)運営事業(4-2再掲) ● 仙台すくすくサポート事業(4-2再掲) ● 地域での子育て支援団体に対する活動支援(4-2再掲) ● 保育所等地域子育て支援事業(4-2再掲) ● 幼稚園地域子育て支援事業(4-2再掲) ● 児童館地域子育て支援事業(4-2再掲) ● 保育士等の職員研修の充実(4-2再掲) ● 保育士人材確保対策(4-2再掲) ● 放課後児童健全育成事業(4-2再掲) ● 放課後こども教室事業(4-2再掲) ● 放課後児童支援員等の人材確保・処遇改善(4-2再掲) ● 放課後等デイサービス事業の拡充(4-2再掲) ● 児童館整備事業(4-2再掲) ● 児童館事業の充実(4-2再掲) ● 学校図書室等開放事業(4-2再掲) ● こども家庭総合相談(4-2再掲) ● 子育て世帯訪問支援事業(4-2再掲) ● 区保健福祉センターにおける高齢者総合相談(4-2再掲) ● 地域包括支援センターにおける総合相談(4-2再掲) ● 区保健福祉センターにおける障害者総合相談(4-2再掲) ● 介護サービス基盤整備促進事業(4-2再掲) ● 特別養護老人ホームにおける緊急ショートステイの実施(4-2再掲) ● 生活支援訪問型サービス事業従事者等養成研修(4-2再掲) ● 認知症の方の介護講座と相談会および家族交流会(4-2再掲) ● 認知症サポーター養成講座(4-2再掲) ● 介護予防自主グループ支援事業(4-2再掲) ● 放課後等デイサービス事業の拡充(4-2再掲) ● 地域リハビリテーション支援事業(4-2再掲) ● 障害者グループホーム整備促進(4-2再掲) ● 障害者福祉センター整備事業(4-2再掲) ● 市民協働フレイル予防事業(4-2再掲) 	

■ 施策の方向3

防災・減災に資するまちづくりにおける男女共同参画を推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域版女性リーダー育成プログラム「決める・動く」*の実施(3-3再掲) ● 地域版女性リーダー育成プログラム「決める・動く」修了者のフォローアップ(3-3再掲) ● 町内会活動における担い手育成支援(3-3、4-1再掲) ● 仙台市地域防災リーダー*の養成 ● 防犯協会における女性の参画促進(3-3再掲) ● 地域で活動する女性のネットワークとの協働(1-4、3-3再掲) ● 男女共同参画視点による地域防災に関する出前講座等の実施 ● 女性の参画に関する地域団体や市民団体への啓発や支援(1-3、3-3再掲) ● 女性の視点等に立った震災復興・防災対策に関するイベント・展示・啓発の実施 ● 市民参加型の仙台防災未来フォーラムなどの継続的な開催 ● 性別等によるニーズの違いに配慮した避難所の運営体制の整備 ● 女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資の整備 ● 大規模災害時における女性支援センターの運営 	<p>危機管理局</p> <p>まちづくり政策局</p> <p>市民局</p>

■ 施策の方向4

女性の多様な選択を可能とする教育と学びの充実を図る

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 働く女性向け交流会等のキャリア形成事業(2-1、3-2再掲) ● こどもや若者に向けた人権に関する講座等の実施(1-1、4-4、5-4、6-1再掲) ● 「仙台自分づくり教育」の推進(4-4再掲) ● こどもや若者に向けたキャリア形成に資する講座等の実施(4-4再掲) ● 若い世代のライフデザイン支援事業(4-4再掲) ● 仙台市男女共同参画推進センター*を活用した講座など学習・研修事業(1-1、4-4再掲) ● 楽学プロジェクト(4-4再掲) ● インターンシップ推進事業(4-4再掲) ● 次世代起業家等育成(4-4再掲) 	<p>市民局</p> <p>こども若者局</p> <p>経済局</p> <p>教育局</p>

基本目標 3 政策・方針決定過程への女性の参画

企業等や地域団体・市民団体、行政などあらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、多様な価値観やニーズを踏まえた柔軟な施策を生み出し、誰もが暮らしやすい豊かで活力にあふれた社会を実現するために必要かつ不可欠な要素です。

これまで本市では、企業や地域における女性リーダー育成プログラムを10年以上にわたり実施し多くの修了者を輩出してきたほか、女性の活躍推進を阻む要因になり得るアンコンシャス・バイアスへの気づきや固定的な性別役割分担意識*の解消に向けた啓発を行ってきました。こうした取り組みにより、女性の参画が徐々に拡大しつつあるものの、依然として、政策・方針決定過程への参画における男女差は大きい状況にあります。例として、本市では市の審議会等の女性委員の割合を40%以上とする目標を設定し登用促進に取り組んできましたが、令和6(2024)年度末時点で38.0%と令和元(2019)年度末時点の37.1%からの微増にとどまり、十分な成果が得られていません。委員公募制の積極的な活用や特に女性委員の割合が低い分野への集中的な働きかけ等、さらなる計画的な取り組みを推進していきます。

また、市内における管理的職業従事者に占める女性の割合(総務省・令和4年就業構造基本調査より)や町内会長に占める女性の割合はいずれも2割に達しておらず、十分に女性の参画が進んでいるとはいえない状況です。平成27(2015)年3月に本市で開催された第3回国連防災世界会議*で採択された、国際社会における防災対策の行動計画である「仙台防災枠組2015-2030*」では、防災・減災のために、さまざまな立場の人が参加すること、とりわけ女性や若者のリーダーシップが重要であるとされています。企業や地域では、意思決定の役割を担うなど男性が組織においてマジョリティの立場となることも多く、男性の中だけで明文化されないルールが生まれ、それが組織風土となることがあります。明文化されないルールは、女性のアクセスを拒み、その活躍の妨げとなるとともに、この組織風土が無意識のうち異なる視点を排除したり変革を阻んだりする要因にもなり得ます。組織を持続的に成長させていくためには、多様な価値観を持つ人材が意思決定に関わって課題・ニーズを顕在化し、対応力を強化していくことが肝要です。引き続き、各分野における女性リーダーの育成に力を入れていくとともに、身近なロールモデルを提示する女性リーダーの「見える化」の取り組みを強化しながら、次世代の女性リーダーの育成を進めていきます。

令和6(2024)年度の市民意識調査では、指導的地位に女性が少ない理由を問う設問において、「現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないから」「女性自身がリーダー的立場になることを希望しないから」といった女性個人に原因があるとする理由は男性が高く、「子育て・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないから」「長時間労働の改善が十分ではないから」といった環境面に原因があるとする理由は女性が高い、という結果が出ており、認識の違いが浮き彫り

となりました。

引き続き、企業や地域に対し、アンコンシャス・バイアスへの気づきや固定的な性別役割分担意識*の解消を促し、女性活躍を促進していくための啓発や支援を実施していくとともに、その選択を後押しする周囲の意識醸成を図っていきます。

●施策の方向と想定される取り組み例

1	市及び関係団体等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を推進する
2	企業等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する
3	地域団体や市民団体における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する

●目標・指標

成果目標：目標値を設定し取り組みの成果を測るもの
モニタリング指標：状況を把握するためのもの

・成果目標

項目	現状(直近値)	目標値	担当局等
市の審議会等における女性委員の割合	38.0% (令和6年度末)	40%以上 (令和12年度末)	全局
女性委員がない市の審議会等の数 ※行政委員会を除く	1 (令和6年度末)	早期に0とし 維持する	全局
市役所における女性管理職の割合 ※市長部局のみ	26.2% (令和7年4月1日)	30%以上 (令和10年度)	総務局
市役所の女性職員の係長職昇 任試験受験率	24% (令和6年度)	35% (令和10年度)	総務局 人事委員会事務局
管理的職業従事者における女性の割合 ◇総務省「就業構造基本調査」より	17.6% (令和4年)	30% (令和12年度)	—
企業の未来プロジェクト* 参加企業数	86社 (令和6年度)	120社 (令和12年度)	市民局

・モニタリング指標

項目	現状(直近値)	担当局等
市の外郭団体における役員・評議員の 女性の割合	役員21.3% 評議員24.9% 全体22.9% (令和7年4月1日)	全局
市役所における女性管理職の割合 ※消防局、教育局、企業局	消防局 2.3% 教育局 22.4% 企業局 17.2% (令和7年4月1日)	各局

項目	現状(直近値)	担当局等
仙台市立学校における女性管理職の割合	24.1% (令和7年4月1日)	教育局
PTA会長に占める女性の割合	26.3% (令和7年4月1日)	教育局
町内会長に占める女性の割合	13.6% (令和7年4月1日)	市民局

◇就業構造基本調査(総務省実施・5年ごと調査)

●事業の概要—施策の方向別の主な取り組み

■施策の方向1

市及び関係団体等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 委員登用に係る目標値・進捗状況の周知並びに委員の改選時及び新規設置時の男女共同参画課との事前協議の徹底 ● 関係団体等への女性委員推薦の協力要請 ● 市の女性職員の管理職への登用促進と職域の拡大 ● 市立学校における女性教職員の管理職への登用促進 ● 市職員における昇任ルートの複線化 ● 市役所におけるキャリアに関する研修の実施 ● 市の女性職員の活躍を支援するセミナーの実施 ● 市の外郭団体等への男女共同参画推進に関する取り組みの要請 	総務局 市民局 人事委員会事務局 教育局

■施策の方向2

企業等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 仙台女性リーダー・トレーニング・プログラム*の実施(2-1再掲) ● 仙台女性リーダー・トレーニング・プログラム修了者のフォローアップ(2-1再掲) ● 女性リーダーの見える化(3-3再掲) ● 企業等に対する女性活躍推進の広報・啓発(2-2再掲) ● 企業等の女性活躍推進に係る支援(2-2再掲) ● 女性活躍を推進している企業への優遇措置の導入(2-2再掲) ● 働く女性向け交流会等のキャリア形成事業(2-1、2-4再掲) ● 働く女性のネットワークとの協働(1-4、2-1、2-2再掲) ● 経済団体、行政等による協議会の設置(2-2再掲) 	市民局 こども若者局 経済局

■ 施策の方向3

地域団体や市民団体における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域版女性リーダー・育成プログラム「決める・動く」*の実施(2-3再掲) ● 地域版女性リーダー・育成プログラム「決める・動く」修了者のフォローアップ(2-3再掲) ● 女性リーダーの見える化(3-2再掲) ● 町内会活動における担い手育成支援(2-3、4-1再掲) ● 防犯協会における女性の参画促進(2-3再掲) ● 女性の参画に関する地域団体や市民団体への啓発や支援(1-3、2-3再掲) ● 地域で活動する女性のネットワークとの協働(1-4、2-3再掲) ● 政治分野における女性の参画拡大に向けた取り組みの検討 	市民局

基本目標 4 男性の多様で柔軟な生き方の実現

男女共同参画は、性別にかかわらず社会のあらゆる分野において誰もが多様な生き方を自ら選択し、その個性と能力を発揮できるようになることを目指すものであり、それによって男性の生き方や働き方の選択肢も広がり、より充実し活性化した社会が実現します。

男性も女性も共に家庭内における役割を担うという男女平等の視点に加え、男性が家事から得られる生活者の視点や経済感覚、子育てなどを通じた幸福感、地域活動や社会活動などを通じた視野の広がりやネットワーク、さらにそれらを仕事や生活に活かしていく好循環は、男性にとっても生涯にわたって豊かな人生をもたらすものと考えられます。

令和6(2024)年度の市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識*の考えについて、すべての年代で“反対”が“賛成”を上回りましたが、未就学児を持つ働く男女の生活時間のうち、男性の家事・育児等の時間(平均)は1日3時間25分で、女性の9時間7分と比較すると依然として少ない時間にとどまっています。生活の中で各活動に費やしている時間に関する設問においては、家事及び育児、介護の時間を現状よりも「長くしたい」と回答した割合は男性の方が高く、「短くしたい」と回答した割合は女性の方が高くなっています。また、「男性の家事等への参画促進のために必要なこと」について、男性の10～40代は「家事などに参加することについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」との回答が上位にある一方、男性の50～70代はすべての年代において「性別に関わらず家事などに参加する意識を持たせるような教育をすること」との回答が最上位となり、男性の中でも年代により意識の差があることが分かりました。

男性の家事等への参画については、特に若い世代を中心に意識が醸成されてきていることから、さらなる意識の広がりを目指して取り組んでいくとともに、社会全体としても十分な意識醸成を図っていきます。あわせて、男性の家事や子育て、介護などへの参画を後押しするための環境づくりとして、ワーク・ライフ・バランスの推進や長時間労働の是正などの取り組みが必要です。長時間労働等の慣行は、男性の心身の健康にも影響を及ぼし、多様で柔軟な生き方の選択を阻害する要因ともなります。ワーク・ライフ・バランスは、男性も含めた多様なライフコースを歩んでいる全ての人にとっての問題であるとの認識のもと、企業に対する働きかけを進めていきます。

本市が実施する男性相談では、働くことへの責任が強く弱音を吐けない、退職後の生き方に迷う、といった趣旨の相談が寄せられています。また、国の調査では、困った時に頼れる人がいない、相談する人がいないといった孤立の状況は女性より男性が強い傾向にあるとされている(人々のつながりに関する基礎調査—令和3年、4年、5年、6年—調査結果に関する有識者による考察(内閣府・令和7年10月公表)より)ことや、男性の自殺者数は依然として多い傾向にあることが指摘されています。こうした男性の悩みや困難の解消に向けて、引き続き相談機関の周知や相談しやすい環境づくりを行うとともに、男性自身がアンコンシャス・バイアスや固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択することができる力を育む取り組みを継続して実施してまいります。

● 施策の方向と想定される取り組み例

1	男性の家事・子育て・介護等への参画を促進する
2	男性の多様で柔軟な生き方を支える環境づくりを推進する
3	困難を抱える男性を支援する取り組みを推進する
4	固定的な性別役割分担意識によらない自分らしい生き方のための教育と学びの充実を図る

● 目標・指標

成果目標：目標値を設定し取り組みの成果を測るもの
モニタリング指標：状況を把握するためのもの

・ 成果目標

項目	現状(直近値)	目標値	担当局等
市内民間企業における男性の育児休業取得率 ◇宮城県「労働実態調査」より	39.7% (令和6年度)	85% (令和12年度)	こども若者局
市役所における男性職員の育児休業取得率 ※1 市長部局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局の合計 ※2 水道局、交通局、ガス局及び市立病院の合計	市長部局等※1 84.8% 教育局 41.5% 消防局 32.0% 企業局※2 78.0% (令和6年度)	市長部局等※1 85% (2週間以上) 教育局 85% 消防局 85% 企業局※2 85% (令和10年度)	全局
児童クラブの待機児童数 (基本目標2再掲)	20人 (令和7年5月1日)	令和8年度に0人とし維持する	こども若者局
ワーク・ライフ・バランスセミナー参加者のうち「自社で取り組みそうなアイデアを得る機会となった」と回答した者の割合	73.3% (令和6年度)	85% (令和11年度)	こども若者局
若者自立・就労支援事業における利用登録者数 (基本目標5再掲)	延べ182人 (令和6年度)	延べ240人 (令和11年度)	こども若者局
男性相談の認知度 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	18.9% (令和6年度)	25% (令和12年度)	市民局
多様なキャリア形成に資する出前講座の実施数 (基本目標2再掲)	36回 (令和6年度)	延べ190回 (令和8～12年度)	市民局

・モニタリング指標

項目	現状(直近値)	担当局等
未就学児のいる男女の一日の平均家事時間(仕事のある日) ※家事、育児、介護の時間の合計 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	女性547分 男性205分 (令和6年度)	市民局
市役所における男性職員の育児休業取得期間 ※1 市長部局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局の合計 ※2 水道局、交通局、ガス局及び市立病院の合計 取得期間について、以下のとおりとする ①1週間未満 ②1週間以上2週間未満 ③2週間以上1ヶ月以下 ④1月超	市長部局等※1 ① 2.5% ② 6.3% ③32.5% ④58.8%	全局
	教育局 ① 0% ② 1.9% ③31.5% ④66.7%	
	消防局 ①12.5% ② 0% ③68.8% ④18.8%	
	企業局※2 ① 0% ② 5.1% ③35.9% ④59.0% (令和6年度)	
次世代育成支援対策推進法*に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)を受けた企業数 (基本目標2再掲)	41社(うちプラチナ6社) (令和7年4月1日)	—
介護者の男女比(基本目標2再掲) ◇「仙台市 介護保険事業計画策定のための実態調査」より	女性61.9% 男性31.1% (令和4年度)	健康福祉局
今後の仕事と介護の両立に対し、問題なく続けていける介護者の割合(基本目標2再掲) ◇「仙台市 介護保険事業計画策定のための実態調査」より	25.3% (令和4年度)	健康福祉局
男性相談の相談件数	76件 (令和6年度)	市民局
「仙台市生活自立・仕事相談センター」における新規相談件数(男性)	1,387人 (令和6年度)	健康福祉局
「ひとり親家庭相談支援センター」における相談延べ件数(父子)	17件 (令和6年度)	こども若者局
自殺死者数・自殺死亡率※(男性) ※人口10万人当たりの自殺者数 ◇厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より	自殺死者数110人 自殺死亡率※21.3 (令和6年度)	健康福祉局

◇労働実態調査(宮城県実施・毎年調査)

仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査(仙台市実施・5年ごと調査)

仙台市 介護保険事業計画策定のための実態調査(仙台市実施・3年ごと調査)

地域における自殺の基礎資料(厚生労働省実施・毎年調査)

●事業の概要—施策の方向別の主な取り組み

■施策の方向1

男性の家事・子育て・介護等への参画を促進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 母親教室・両親教室の充実(7-2再掲) ● 父親の子育て力支援事業 ● 男性が参加しやすい介護研修の充実 ● 男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座等の実施 ● PTA活動等への父親の参加促進 ● 町内会活動における担い手育成支援(2-3、3-3再掲) ● ワーク・ライフ・バランス推進に関する出前講座等の実施(2-2、4-2再掲) ● 男性に向けた男女共同参画に係る広報・啓発(1-2再掲) ● 男性を対象とした講座等の実施(4-2再掲) ● 市の男性職員向け子育て制度ハンドブックの充実 ● 市の男性職員に向けた交流の場の提供 	総務局 市民局 健康福祉局 こども若者局 教育局

■施策の方向2

男性の多様で柔軟な生き方を支える環境づくりを推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所における所属職員に対する育児休業等の取得の勧奨 ● 市の男性職員向け特別休暇の積極的な取得勧奨 ● 男性を対象とした講座等の実施(4-1再掲) ● 戦略人事推進ロールモデル創出事業(2-2再掲) ● 「働くみなさんのためのガイドブック」の発行(2-2再掲) ● 企業等に対する仕事と家庭の両立支援促進(2-2再掲) ● ワーク・ライフ・バランス推進に関する出前講座等の実施(2-2、4-1再掲) ● 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(2-2再掲) ● 家庭的保育事業の運営支援(2-2再掲) ● 小規模保育事業の運営支援(2-2再掲) ● 事業所内保育事業の運営支援(2-2再掲) ● 居宅訪問型保育事業の運営支援(2-2再掲) ● 私立保育所の運営支援(2-2再掲) ● 認定こども園への移行・運営支援(2-2再掲) ● 子育て支援ショートステイ事業(2-2再掲) ● 病児・病後児保育事業(2-2再掲) ● 幼稚園預かり保育事業(2-2再掲) ● 保育所等における一時預かり事業(2-2再掲) ● 延長保育事業(2-2再掲) ● 休日保育事業(2-2再掲) ● 子育てに関する情報発信充実事業(2-2再掲) ● こども・子育てに関するオンライン等相談事業(2-2再掲) ● のびすく(子育てふれあいプラザ等)運営事業(2-2再掲) ● 仙台すくすくサポート事業(2-2再掲) ● 地域での子育て支援団体に対する活動支援(2-2再掲) ● 保育所等地域子育て支援事業(2-2再掲) ● 幼稚園地域子育て支援事業(2-2再掲) ● 児童館地域子育て支援事業(2-2再掲) ● 保育士等の職員研修の充実(2-2再掲) ● 保育士人材確保対策(2-2再掲) ● 放課後児童健全育成事業(2-2再掲) ● 放課後こども教室事業(2-2再掲) ● 放課後児童支援員等の人材確保・処遇改善(2-2再掲) ● 放課後等デイサービス事業の拡充(2-2再掲) 	総務局 市民局 健康福祉局 こども若者局 経済局 教育局

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童館整備事業(2-2再掲) ● 児童館事業の充実(2-2再掲) ● 学校図書室等開放事業(2-2再掲) ● こども家庭総合相談(2-2再掲) ● 子育て世帯訪問支援事業(2-2再掲) ● 区保健福祉センターにおける高齢者総合相談(2-2再掲) ● 地域包括支援センターにおける総合相談(2-2再掲) ● 区保健福祉センターにおける障害者総合相談(2-2再掲) ● 介護サービス基盤整備促進事業(2-2再掲) ● 特別養護老人ホームにおける緊急ショートステイの実施(2-2再掲) ● 生活支援訪問型サービス事業従事者等養成研修(2-2再掲) ● 認知症の方の介護講座と相談会および家族交流会(2-2再掲) ● 認知症サポーター養成講座(2-2再掲) ● 介護予防自主グループ支援事業(2-2再掲) ● 放課後等デイサービス事業の拡充(2-2再掲) ● 地域リハビリテーション支援事業(2-2再掲) ● 障害者グループホーム整備促進(2-2再掲) ● 障害者福祉センター整備事業(2-2再掲) ● 市民協働フレイル予防事業(2-2再掲) 	総務局 市民局 健康福祉局 こども若者局 経済局 教育局

■ 施策の方向3

困難を抱える男性を支援する取り組みを推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 男性相談事業(6-2、6-3、6-4再掲) ● キャリアコンサルティングの実施(2-1、5-1再掲) ● 仙台市奨学金返還支援事業(5-1再掲) ● 自立相談支援事業(5-1再掲) ● 生活困窮者アウトリーチ支援員配置事業(5-1再掲) ● 生活困窮者就労訓練事業の推進(5-1再掲) ● 住居確保給付金の支給(5-1再掲) ● 就労準備支援事業(5-1再掲) ● 仙台市家計改善支援事業(5-1再掲) ● 居住支援事業(5-1再掲) ● こどもの学習・生活支援事業(5-1再掲) ● セーフティネット住宅登録制度(5-1再掲) ● 居住支援法人等の関係団体との連携による入居支援(5-1再掲) ● 非正規職の待遇改善など関係機関との連携による周知啓発(5-1再掲) ● 夜間学級での教育機会の確保(5-1再掲) ● 仙台市若者自立・就労支援事業(5-1再掲) ● 仙台市ひとり親家庭相談支援センター事業(5-1再掲) ● ひとり親サポートブックの作成・配布(5-1再掲) ● 児童扶養手当支給(5-1再掲) 	市民局 健康福祉局 こども若者局 経済局 文化観光局 都市整備局 教育局

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 母子・父子家庭医療費助成(5-1再掲) ● 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金(5-1再掲) ● ひとり親家庭等日常生活支援事業(5-1再掲) ● ひとり親家庭等生活向上支援事業(5-1再掲) ● ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業(5-1、6-2再掲) ● ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業(5-1、6-2再掲) ● 市営住宅への優先入居制度の実施(5-1再掲) ● 養育費の確保に関する支援の推進(5-1再掲) ● 養育支援訪問事業(5-1再掲) ● 障害者差別解消の推進(5-1再掲) ● 障害者相談支援事業所による相談事業(5-1再掲) ● 障害者就労支援(2-1再掲、5-1再掲) ● 障害者の生涯学習推進(1-1、5-2再掲) ● 地域における各種相談員の活動に対する支援(1-4、5-2再掲) ● コミュニティソーシャルワーカーによる相談支援とネットワークづくりの推進(5-2再掲) ● ひきこもり支援の充実(5-1再掲) ● 高齢者社会参加・生きがいづくり促進事業(5-1再掲) ● 地域包括支援センターによる相談事業(5-1再掲) ● 多言語による情報提供や相談対応(5-1再掲) ● ボランティア団体や専門機関との協働による多言語での相談事業実施(5-2再掲) ● 日本語教育の実施(5-1再掲) ● 災害時言語ボランティアの育成(5-1再掲) ● 区保健福祉センターにおけるこころの健康相談(5-3再掲) ● こころの電話相談(はあとライン・ナイトライン)(5-3再掲) ● 自殺予防対策事業(5-3再掲) 	

■ 施策の方向4

固定的な性別役割分担意識によらない自分らしい生き方のための教育と学びの充実を図る

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● こどもや若者に向けた人権に関する講座等の実施(1-1、2-4、5-4、6-1再掲) ● 「仙台自分づくり教育」の推進(2-4再掲) ● こどもや若者に向けたキャリア形成に資する講座等の実施(2-4再掲) ● 若い世代のライフデザイン支援事業(2-4再掲) ● 仙台市男女共同参画推進センター*を活用した講座など学習・研修事業(1-1、2-4再掲) ● 楽学プロジェクト(2-4再掲) ● インターンシップ推進事業(2-4再掲) ● 次世代起業家等育成(2-4再掲) 	市民局 経済局 教育局

基本目標 5 困難を抱える女性への支援と困難な状況に陥らないための基盤づくり

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けては、貧困などの生活上の困難を抱えている方、ひとり親世帯、障害のある方、高齢の方、外国籍の方等への支援に取り組むとともに、一人ひとりの多様性を尊重しながら共に支えあう、地域共生社会づくりを進めることが重要です。

とりわけ女性は、女性であることにより性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在するほか、不安定な就労状況による経済的困窮、社会的な孤立などに陥るおそれがあります。このような女性をめぐる課題は多様化、複合化、複雑化しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としてこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。こうした背景の中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」が令和6(2024)年4月に施行され、女性自身の意思を尊重しながら、民間団体等と協働し、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること等が明記されました。

本市が令和4(2022)年度に実施した「仙台市女性の暮らしと困難に関する実態調査」からは、困難を抱える若年女性は、信頼できる大人が近くにいないため相談できず、生きづらさを抱えていることがわかりました。安心して相談できる場所が少なかったり、周知が行き届いていなかったりする状況や、本人が困難を認識していないこと、親や加害者からの口止め、相談先での嫌な思い、自分よりも大変な人がいるとの思い込みなどの理由から当事者が自ら助けを求めることはハードルが高い状況も見えています。また、困難な状況にある人は問題が重なり合っていることが多いため、一つの機関や支援者だけで支援することは難しい、ということもわかりました。

このような状況において、本人の意思が尊重されながら個々人に応じた最適な支援を受けられるようにするために、まずは相談機関とのつながりを持つことが必要です。そのためには、本人だけではなくその周囲にいる方も含めて、困難な状況にあることに気づくことが重要であり、引き続き、意識啓発や学びの機会を提供していくとともに、相談機関の周知も図っていきます。また、本人支援においては、その取り巻く課題が多様化、複合化、複雑化していることから、本市の各関係部署や民間支援団体等、複数の関係機関等が相互に連携を強化し、女性が置かれている状況やその背景にある課題への理解を広めながら、包括的な支援の充実に取り組んでいきます。

困難な状況はさまざまな形で精神面にも影響を及ぼします。本市の自死等の傾向として若年女性の増加があり、また、本市が令和5(2023)年度に実施したひきこもりに関する調査では、ひきこもり当事者の48.4%が男性、47.5%が女性という

結果となりました。実態が見えにくい女性のひきこもりについての課題等も含め、自殺予防対策やひきこもり支援など、心の健康を守るための取り組みを引き続き進めていきます。

●施策の方向と想定される取り組み例

1	困難を抱える女性の生活や就労・社会参画を支援する
2	さまざまな主体との協働による包括的な支援の充実を図る
3	心の健康を守るための取り組みを推進する
4	困難な状況にあることに気づく力と生きる力を幼少期から育む取り組みを推進する

●目標・指標

成果目標：目標値を設定し取り組みの成果を測るもの
 モニタリング指標：状況を把握するためのもの

・成果目標

項目	現状(直近値)	目標値	担当局等
若者自立・就労支援事業における利用登録者数 (基本目標4再掲)	延べ182人 (令和6年度)	延べ240人 (令和11年度)	こども若者局
女性の自立を支援する事業の参加者数	延べ216人 (令和6年度)	延べ1,130人 (令和8~12年度)	市民局
女性支援事業における連携団体等の数	延べ48団体・個人 (令和6年度)	延べ245団体・個人 (令和8~12年度)	市民局
困難な状況にあることに気づく力と生きる力を育む教育に関する若年世代への出前講座の実施数	17回 (令和6年度)	延べ90回 (令和8~12年度)	市民局

・モニタリング指標

項目	現状(直近値)	担当局等
女性相談の相談件数(電話相談)	1,123件 (令和6年度)	市民局
雇用者における非正規雇用の割合 ◇総務省「就業構造基本調査」より	女性47.7% 男性19.0% (令和4年)	—

項目	現状(直近値)	担当局等
「仙台市生活自立・仕事相談センター」における新規相談件数(女性)	1,259人 (令和6年度)	健康福祉局
「ひとり親家庭相談支援センター」における相談延べ件数(母子)	906件 (令和6年度)	こども若者局
アウトリーチ型女性の居場所づくり事業来場者数	延べ517人 (令和6年度)	市民局
自殺死亡者数・自殺死亡率※(女性) ※人口10万人当たりの自殺者数 ◇厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より	自殺死亡者数 65人 自殺死亡率※ 11.8 (令和6年度)	健康福祉局

◇就業構造基本調査(総務省実施・5年ごと調査)
地域における自殺の基礎資料(厚生労働省実施・毎年調査)

●事業の概要—施策の方向別の主な取り組み

■施策の方向1

困難を抱える女性の生活や就労・社会参画を支援する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 女性相談事業(6-2、6-3、6-4再掲) ● 区保健福祉センターへの女性相談支援員の配置 ● 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援 ● キャリアコンサルティングの実施(2-1、4-3再掲) ● 仙台市奨学金返還支援事業(4-3再掲) ● 自立相談支援事業(4-3再掲) ● 生活困窮者アウトリーチ支援員配置事業(4-3再掲) ● 生活困窮者就労訓練事業の推進(4-3再掲) ● 住居確保給付金の支給(4-3再掲) ● 就労準備支援事業(4-3再掲) ● 仙台市家計改善支援事業(4-3再掲) ● 居住支援事業(4-3再掲) ● こどもの学習・生活支援事業(4-3再掲) ● セーフティネット住宅登録制度(4-3再掲) ● 居住支援法人等の関係団体との連携による入居支援(4-3再掲) ● 非正規職の待遇改善など関係機関との連携による周知啓発(4-3再掲) ● 夜間学級での教育機会の確保(4-3再掲) ● 仙台市若者自立・就労支援事業(4-3再掲) ● 仙台市ひとり親家庭相談支援センター事業(4-3再掲) ● ひとり親サポートブックの作成・配布(4-3再掲) ● 児童扶養手当支給(4-3再掲) ● 母子・父子家庭医療費助成(4-3再掲) ● 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金(4-3再掲) ● ひとり親家庭等日常生活支援事業(4-3再掲) ● ひとり親家庭等生活向上支援事業(4-3再掲) ● ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業(4-3、6-2再掲) 	市民局 健康福祉局 こども若者局 経済局 文化観光局 都市整備局 教育局

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業(4-3、6-2再掲) ● 市営住宅への優先入居制度の実施(4-3再掲) ● 養育費の確保に関する支援の推進(4-3再掲) ● 養育支援訪問事業(4-3再掲) ● 障害者差別解消の推進(4-3再掲) ● 障害者相談支援事業所による相談事業(4-3再掲) ● 障害者就労支援(2-1、4-3再掲) ● ひきこもり支援の充実(4-3再掲) ● 高齢者社会参加・生きがいつくり促進事業(4-3再掲) ● 地域包括支援センターによる相談事業(4-3再掲) ● 多言語による情報提供や相談対応(4-3再掲) ● 日本語教育の実施(4-3再掲) ● 災害時言語ボランティアの育成(4-3再掲) ● 適切な機会を捉えた相談窓口等の情報提供(1-2、6-2、6-3、6-4再掲) 	

■ 施策の方向2

さまざまな主体との協働による包括的な支援の充実を図る

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 困難を抱える女性を対象とした出張型相談会の実施 ● 困難を抱える女性を対象としたレスパイト事業の実施(6-2再掲) ● 困難を抱える女性に対する生理用品の配布 ● 困難を抱える女性に向けたアウトリーチ型相談支援事業(6-3再掲) ● 若年女性の自立支援事業(6-2、6-3、6-4再掲) ● 学び直しを通じたキャリア支援 ● 母子生活支援施設における保護の実施 ● 妊産婦等生活援助事業 ● 女性支援事業を実施する団体との連携(1-4、6-2、6-3、6-4再掲) ● 障害者の生涯学習推進(1-1、4-3再掲) ● 地域における各種相談員の活動に対する支援(1-4、4-3再掲) ● コミュニティソーシャルワーカーによる相談支援とネットワークづくりの推進(4-3再掲) ● ボランティア団体や専門機関との協働による多言語での相談事業実施(4-3再掲) 	<p>市民局</p> <p>健康福祉局</p> <p>こども若者局</p> <p>文化観光局</p>

■ 施策の方向3

心の健康を守るための取り組みを推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 区保健福祉センターにおけるこころの健康相談(4-3再掲) ● こころの電話相談(はあとライン・ナイトライン)(4-3再掲) ● 自殺予防対策事業(4-3再掲) 	健康福祉局

■ 施策の方向4

困難な状況にあることに気づく力と生きる力を幼少期から育む取り組みを推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育の推進(1-1、6-1再掲) ● こどもの権利に関する意識啓発(1-1、6-1再掲) ● こどもや若者に向けた人権に関する講座等の実施(1-1、2-4、4-4、6-1再掲) ● 児童虐待予防に向けた関係機関との連携推進 ● 児童虐待に係る児童相談所の機能強化 ● こども若者 SNS 相談 ● こども若者電話相談・面接相談・メール相談 ● 子育て何でも電話相談・面接相談・メール相談 ● 無職少年の就労支援事業 ● こどものためのサードプレイス事業 ● 女性が抱える困難への理解促進 	市民局 こども若者局 教育局

1 計画の策定にあたって

2 計画の基本的な考え方

3 基本目標及び施策の方向

4 計画の推進

参考資料

基本目標 6 DVや性暴力の根絶と被害者への支援

配偶者や交際相手など親密な関係にある者からの暴力(DV*)、性暴力、セクシュアル・ハラスメントは被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、決して許されるものではなく、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼし貧困やさまざまな困難につながることもあります。これらは異性間だけでなく同性間でも起こるものであり、被害者の性別を問いませんが、特に女性が被害者となる場合には、背景に固定的な性別役割分担意識*のほか、妻に収入がない場合も多いといった男女の経済的格差など個人の問題として片付けられないような社会的・構造的問題も大きく関係しています。

令和5(2023)年7月、改正後の刑法及び刑事訴訟法の施行による強制性交等罪の「不同意性交等罪」への名称変更、性交同意年齢の引き上げ等のほか、令和6(2024)年4月には改正後の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」が施行され保護命令*制度の拡充、精神的暴力への対応の明確化、保護命令の期間や罰則の厳罰化等がなされました。これらにより、被害者の保護が強化されるとともに、DVや性暴力の防止の取り組みがより一層進み、社会の安全が確保されることが期待されています。

令和6(2024)年度に実施した市民意識調査では、過去5年以内に被害を受けたことがある人のうち、相談先として、「家族や親戚」、「友人・知人・職場の同僚や上司」、「相談窓口」のいずれかを選択した人を「相談した」にまとめると、「相談した」が35.3%、「相談しなかった」が57.8%で、相談しなかった理由として男女ともに「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く挙げられました。

また、性暴力では、無理やり性交された被害がある人のうち、「相談しなかった」は76.1%で、その理由として、男性は「相談するほどのことではないと思ったから」が、女性は「自分さえがまんすればよいことだと思い、他人を巻き込みたくなかったから」が挙げられ、セクシュアル・ハラスメントでは、被害がある人のうち、「相談しなかった」が68.1%で、その理由として男女ともに「相談してもむだだと思ったから」が最も多く挙げられました。

こうした被害を根絶するためには、DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、現在だけでなく将来の自分自身の心身を守るために相談するという意識を持つとともに、相談機関の周知、相談しやすい環境づくりが重要です。そのために、まず、被害を「生まない」「受けない」という視点を重視して自己を大切にし他者を尊重することを学ぶ人権教育や啓発を繰り返し行っていきます。また、被害者支援に際しては、被害者が子どもや高齢者、障害のある方、外国籍の方等である場合を含め、一人ひとりの事情に応じた配慮を行うとともに、切れ目のない支援、企業や地域における理解と支援を広める取り組みなど、関係行政機関や民間支援団体とも連携した幅広い施策をより一層推進していきます。

●施策の方向と想定される取り組み例

1	人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る
2	DVの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
3	性暴力の根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
4	セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する

●目標・指標

成果目標：目標値を設定し取り組みの成果を測るもの
モニタリング指標：状況を把握するためのもの

・成果目標

項目	現状(直近値)	目標値	担当局等
DV*におけるあらゆる暴力の認識度 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	身体的暴力※1 66.0～90.9% 精神的暴力※2 36.7～82.3% 経済的暴力※3 69.5% 性的暴力※4 77.8～83.6% (令和6年度)	全ての項目で 80%以上 (令和12年度)	市民局
配偶者からの暴力を受けた後に相談した人の割合 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	35.3% (令和6年度)	50% (令和12年度)	市民局
女性への暴力相談電話の認知度 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	53.7% (令和6年度)	70% (令和12年度)	市民局
DVや性暴力被害者支援に関する講座の受講者数	164人 (令和6年度)	延べ900人 (令和8～12年度)	市民局

・モニタリング指標

項目	現状(直近値)	担当局等
仙台市におけるDVに対する相談件数	1,800件 (令和6年度)	市民局
DV防止法*等に基づく住民基本台帳事務における被害者の支援措置件数	1,051件 (令和6年度)	市民局
女性相談支援センター一時保護所への送致件数	21件 (令和6年度)	こども若者局
宮城県警における配偶者からの暴力に関する事案取扱件数(宮城県内)	2,127件 (令和6年度)	—

項目	現状(直近値)	担当局等
DV防止法*に基づく保護命令の新規受理件数(仙台地方裁判所内)	55件 (令和6年)	—
性暴力被害者相談支援センター宮城における性暴力被害相談専用電話「けやきホットライン」相談件数	556件 (令和6年度)	—
「性的同意*」の意味を知っている人の割合 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	71.0% (令和6年度)	市民局

◇仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査(仙台市実施・5年ごと調査)

- ※1 身体的暴力：物を投げつける・平手で打ったり、足で蹴ったりする・殴るふりや蹴るふりをして威嚇する
- ※2 精神的暴力：話しかけても長い間無視する・大声で怒鳴る・「だれのおかげで生活できるんだ」、「役立たず」などと言う・大切にしているものを捨てたり、壊したりする・外出や携帯電話・メールなどを細かく監視する・相手が社会活動や仕事をするのを嫌がる
- ※3 経済的暴力：必要な生活費を勝手に使う／相手に渡さない
- ※4 性的暴力：相手の意に反して性行為を強要する・相手の意に反してポルノ(アダルト)画像・動画などを見せる・避妊に協力しない

●事業の概要—施策の方向別の主な取り組み

■施策の方向1

人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育の推進(1-1、5-4再掲) ● 教職員向け人権教育研修会の実施(1-1再掲) ● 学校における管理職を対象とした研修(1-1再掲) ● こどもの権利に関する意識啓発(1-1、5-4再掲) ● こどもや若者に向けた人権に関する講座等の実施(1-1、2-4、4-4、5-4再掲) ● こどもや若者に向けたデートDV*防止のための広報・啓発 ● DV*・デートDV防止に向けた地域における出前講座等の実施(6-2再掲) 	市民局 こども若者局 教育局

■施策の方向2

DVの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● DV・デートDV防止に向けた地域における出前講座等の実施(6-1再掲) ● DV・デートDV防止啓発リーフレットや市ホームページ等による各種相談窓口の一層の周知 ● 外国人女性に対する相談窓口の情報提供 ● DV防止キャンペーンの実施 ● DV加害者プログラムのあり方の検討 	財政局 市民局 健康福祉局

担当局等	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な機会を捉えた相談窓口等の情報提供 (1-2、5-1、6-3、6-4再掲) ● 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業の実施 ● 女性相談事業(5-1、6-3、6-4再掲) ● 男性相談事業(4-3、6-3、6-4再掲) ● 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業における相談員等への職員研修の実施 ● DV＊・性暴力被害者の心理面の回復に向けたカウンセリング等の実施(6-3再掲) ● DV・性暴力被害者の自立等に向けた支援(6-3再掲) ● 精神保健福祉総合センターにおける精神保健相談の実施 ● ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業(4-3、5-1再掲) ● ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業(4-3、5-1再掲) ● DV被害者の市営住宅申込資格要件の緩和 ● DV被害者の国民健康保険加入の配慮 ● 児童と同居するDV被害者等への児童手当の支給 ● 若年女性の自立支援事業(5-2、6-3、6-4再掲) ● ジェンダー問題に起因する課題に取り組む自助グループに対する支援(1-3、6-3、6-4再掲) ● 一時保護措置に至るまでの間の被害者の安全確保策の実施 ● 母子生活支援施設緊急一時保護事業 ● 民間シェルター活動支援 ● 困難を抱える女性を対象としたレスパイト事業の実施 (5-2再掲) ● DV被害者支援における宮城県との連携 ● DV被害者支援における警察との連携 ● 女性支援事業を実施する団体との連携(1-4、5-2、6-3、6-4再掲) ● DV・性暴力被害者支援に関わる人材の育成(6-3再掲) ● 「DV対応の手引」の充実 ● DV等支援措置対象者情報の共有推進 ● 関係部署の連携によるDV被害者情報の保護 ● 関連業務担当者研修の実施 ● 住民票の写し等の発行・閲覧の制限 ● 税証明の発行・固定資産課税台帳閲覧の制限 	<p>こども若者局</p> <p>都市整備局</p>

■ 施策の方向3

性暴力の根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 性暴力の防止啓発リーフレット等の作成・配布 ● 防犯知識の普及啓発 ● 学校における不審者に係る情報提供 ● 適切な機会を捉えた相談窓口等の情報提供 (1-2、5-1、6-2、6-4再掲) ● 女性相談事業(5-1、6-2、6-4再掲) ● 男性相談事業(4-3、6-2、6-4再掲) ● 困難を抱える女性に向けたアウトリーチ型相談支援事業 (5-2再掲) ● DV＊・性暴力被害者の心理面の回復に向けたカウンセリング等の実施(6-2再掲) ● DV・性暴力被害者の自立等に向けた支援(6-2再掲) ● 若年女性の自立支援事業(5-2、6-2、6-4再掲) ● ジェンダー問題に起因する課題に取り組む自助グループに対する支援(1-3、6-2、6-4再掲) ● DV・性暴力被害者支援に関わる人材の育成(6-2再掲) ● 「性暴力被害相談支援センター宮城」との情報交換 ● 女性支援事業を実施する団体との連携(1-4、5-2、6-2、6-4再掲) 	市民局 教育局

■ 施策の方向4

セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 企業や学校等への出前講座等の実施 ● 学校での教職員向けハラスメント研修の実施 ● 社会福祉施設等へのハラスメント防止に向けた取り組みの要請 ● 適切な機会を捉えた相談窓口等の情報提供 (1-2、5-1、6-2、6-3再掲) ● 女性相談事業(5-1、6-2、6-3再掲) ● 男性相談事業(4-3、6-2、6-3再掲) ● 性別による差別等に関する相談 ● 仙台市労働相談室における相談事業 ● 若年女性の自立支援事業(5-2、6-2、6-3再掲) ● ジェンダー問題に起因する課題に取り組む自助グループに対する支援(1-3、6-2、6-3再掲) ● 女性支援事業を実施する団体との連携(1-4、5-2、6-2、6-3再掲) 	市民局 健康福祉局 教育局

1 計画の策定にあたって

2 計画の基本的な考え方

3 基本目標及び施策の方向

4 計画の推進

参考資料

基本目標 7 性の多様性と性に関する健康への理解・支援の促進

多様性を尊重しあう社会づくりに向けては、「ちがい」に対する理解を進め、多様な価値観やニーズを踏まえた柔軟で配慮ある施策となるよう留意することが重要です。

令和5(2023)年6月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律*」が施行され、性的指向*及びジェンダーアイデンティティ*(SOGI*)の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないこととされました。

本市では、性的マイノリティの方々が自ら望む生き方を選択し安心して暮らすことができる環境づくりに資するよう、令和6(2024)年12月に仙台市パートナーシップ宣誓制度*の運用を開始したほか、性の多様性に関する居場所づくり事業の実施やリーフレットの配布等、性の多様性の理解促進のための取り組みを行っています。一方、令和6(2024)年度に実施した市民意識調査では、性の多様性に関する言葉の認知度として「アウトティング*」について「言葉も意味も知っている」と回答した割合が2割を下回っており、「全く知らない」が6割を超えていました。引き続き、すべての市民の皆様が安心して暮らし、自分らしく生きていくことができるまちの実現のために、SOGIのあり方は人それぞれであることへの理解促進と、その多様性を尊重する意識の醸成を行っていくとともに、性的マイノリティの方々や周囲の方が相談したり気持ちや情報を共有したりすることができる場づくり等の支援に取り組んでいきます。

人にはさまざまな属性や立場があり、誰もが人権を尊重し合い主体的に行動するためには、お互いの「ちがい」への理解を深めることが重要です。男女の身体的性差の場合、それぞれが直面する健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なります。特に女性の場合、生涯を通じて、月ごと、年齢ごと、ライフステージごとに、女性ホルモンの急激な変化などにより、その心身に男性に比べて大きな変化が起きています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)*の視点も含め、正しい知識と情報を得たり、自己決定することの重要性を学んだりするための教育・啓発や、生涯を通じた女性の健康支援に取り組んでいきます。

一方、男性についても、生活習慣病のリスク因子が多い傾向にあることや、女性に比べて認知度は低いものの更年期障害がみられるほか、長時間労働による健康への影響や根深い固定的な性別役割分担意識*等から孤立のリスクを抱えるおそれもあります。

性別にかかわらず、誰もが安心して自分らしく生きていくためには、自分自身及び他者の身体の特異性・健康課題に対する正しい理解とそれぞれの特異性に応じた健康

支援が必要です。すべての人が十分な情報を得て自己決定をし、必要な医療やケアを受けられるように、支援体制の整備や性に関する健康についての教育・啓発を推進していきます。

●施策の方向と想定される取り組み例

1	性の多様性への理解促進と支援の充実を図る
2	性差に応じた健康づくりを支援する
3	性に関する健康の体系的な教育・啓発を推進する

●目標・指標

成果目標：目標値を設定し取り組みの成果を測るもの
モニタリング指標：状況を把握するためのもの

・成果目標

項目	現状(直近値)	目標値	担当局等
性の多様性に関する言葉(SOGI*)を知っている人の割合 ◇「仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査」より	—	20% (令和12年度)	市民局
定期的ながん検診を受けている人の割合 ※乳がん検診は40歳以上、子宮がん検診は20歳以上 ◇「仙台市民の健康意識等に関する調査」より	乳がん 51.1% 子宮がん 43.2% (令和3年度)	乳がん 70% 子宮がん 75% (令和14年度)	健康福祉局
性に関する健康についての出前講座の実施数	15回 (令和6年度)	延べ80回 (令和8~12年度)	市民局

・モニタリング指標

項目	現状(直近値)	担当局等
仙台市パートナーシップ宣誓制度*の宣誓件数	24組 (令和6年度)	市民局
性の多様性に関する相談件数	— ※令和7年度より事業開始	市民局
性の多様性に関する居場所づくり事業参加者数	102人 (令和6年度)	市民局
SNSによる妊娠葛藤相談の件数	— ※同様の事業における相談件数：264件(令和6年度)	こども若者局
思春期保健に関する講座の実施校数	67校 (令和6年度)	こども若者局

◇仙台市 男女共同参画社会に関する市民意識調査(仙台市実施・5年ごと調査)
仙台市民の健康意識等に関する調査(仙台市実施・次回調査は令和11年度に実施予定)

●事業の概要 — 施策の方向別の主な取り組み

■施策の方向1

性の多様性への理解促進と支援の充実を図る

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 性的指向*やジェンダーアイデンティティ*など性の多様性に関する市民や企業、学校等における理解の促進 ● 性の多様性に関する居場所づくり事業 ● 性の多様性に関する相談事業 ● 仙台市パートナーシップ宣誓制度*の運用 ● 性の多様性に関する団体との協働(1-4再掲) 	市民局

■施策の方向2

性差に応じた健康づくりを支援する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 女性医療相談 ● 女性のがん検診受診の啓発 ● 喫煙率低下に向けた取り組み ● エイズ予防の啓発 ● HIV検査・性感染症検査の実施、相談事業の充実 ● 妊婦健康診査 ● 産婦健康診査 ● 産後ケア事業 ● 妊産婦・新生児等訪問指導 ● 母親教室・両親教室の充実(4-1再掲) ● 子育て中の女性のための健康支援教室 ● 不妊・不育専門相談センター事業 ● 妊娠等に関する相談事業 ● 女性の健康課題に関する意識醸成 ● フェムテック*・フェムケア*の推進等による女性の健康課題に関する理解促進(2-2再掲) 	市民局 健康福祉局 こども若者局

■施策の方向3

性に関する健康の体系的な教育・啓発を推進する

主な取り組み	担当局等
<ul style="list-style-type: none"> ● 思春期保健健康教育 ● 小・中学校におけるさまざまな教科や学級活動と関連付けた性に関する指導の実施 ● 教育関係者に向けた性感染症に関する情報発信 ● 家庭教育推進のための講座事業 	健康福祉局 こども若者局 教育局

1 計画の策定にあたって

2 計画の基本的な考え方

3 基本目標及び施策の方向

4 計画の推進

参考資料

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲にわたるため、全庁的な課題として捉えていくことが重要です。そのため、市長を本部長とした市の推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」(本部員：副市長、各局・区長、会計管理者、各公営企業管理者、教育長)が中心となって、庁内の連携を強化し、横断的な検討・調整を行うなど、実効性のある施策の展開を図ります。

○仙台市男女共同参画推進センター*

「エル・パーク仙台」と「エル・ソーラ仙台」は、本市の男女共同参画推進の拠点施設として機能を分担し、2館体制で運営しています。市民の学習及び活動の拠点施設として、男女共同参画推進に関する図書資料等の収集及び提供や市民活動の支援及び交流の促進のほか、各種相談や自立支援事業、女性と防災まちづくり拠点に関する事業等の一層の充実を図ります。

(2) せんだい男女共同参画財団*

男女共同参画社会の形成の促進に向けた調査研究や普及啓発事業、女性の自立と社会参画を促進する事業や、男女平等の推進に向けた市民活動支援事業などを実施しているせんだい男女共同参画財団との連携を強化し、地域の課題を的確に把握するとともに、市民や企業との協働を基調としながら、社会情勢やニーズに対応した事業の展開を図ります。

(3) 市民、企業、地域、関係団体、関係行政機関等

仙台市全体で取り組みを推進していくため、市民や企業、地域、関係団体、関係行政機関等と連携・協力し、一体となって諸施策に取り組めます。

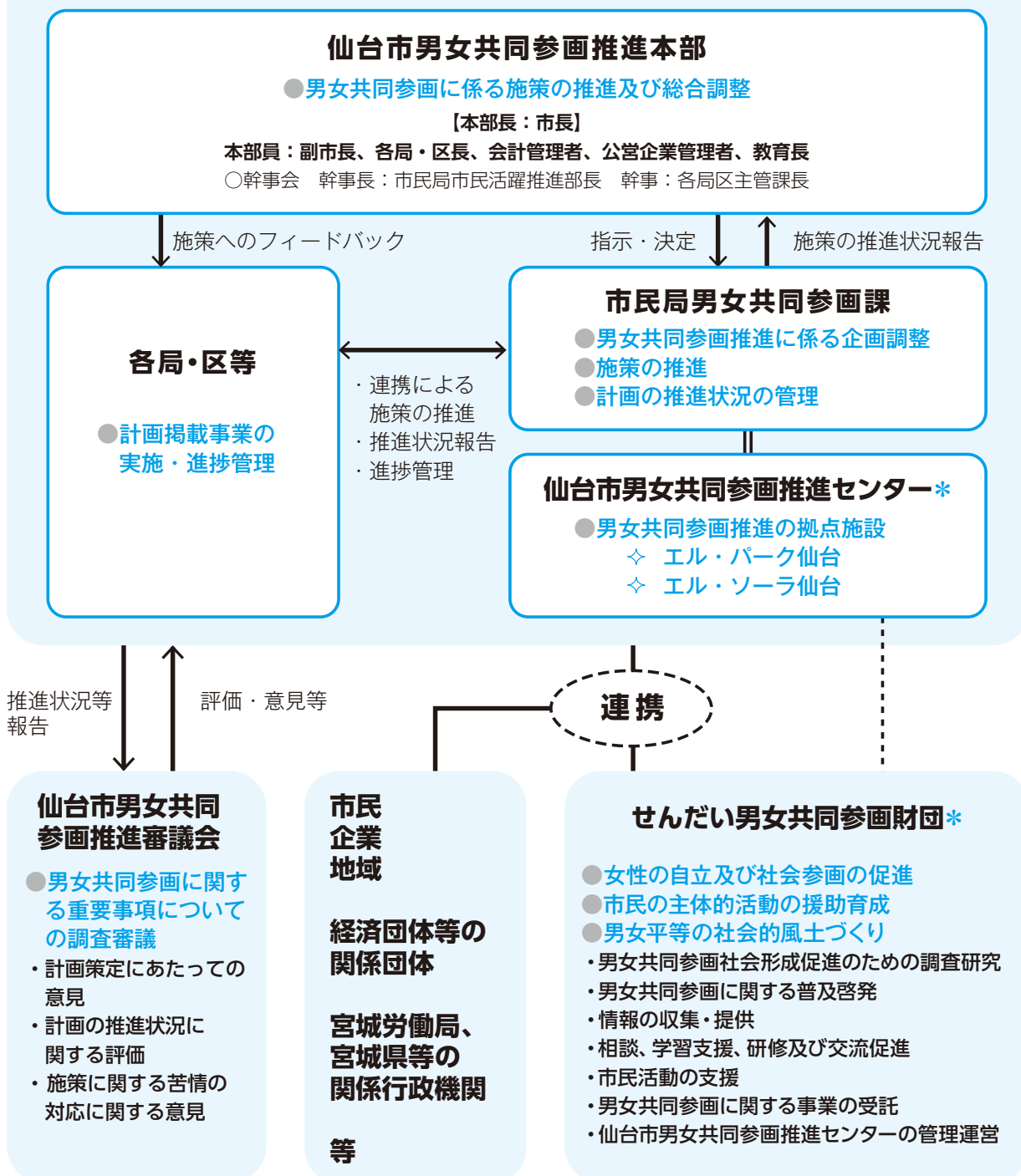
(4) 仙台市男女共同参画推進審議会

男女共同参画に関する知識や経験を有する学識経験者等によって構成されている市の附属機関「仙台市男女共同参画推進審議会」は、市の男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するほか、市長の諮問に応じて男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画の提言等を行います。また、本計画の推進状況に関する評価を行い、本市では、審議会からの意見や評価を受け、施策の効果的な推進を図ります。

2 計画の評価

本計画については、取り組みの成果を測るための成果目標や関連する状況を把握するためのモニタリング指標を設定し、事業担当部局及び市民局男女共同参画課が年度ごとに評価・確認を行いながら実施状況を管理するとともに、仙台市男女共同参画推進審議会からの意見や評価も明らかにした上で公表します。実施状況に対する審議会や市民からの意見、国の動向、社会情勢の変化等を施策に反映させながら、計画を着実に推進していきます。

庁内推進体制



参 考 資 料

1 用語解説

【ア行】

* アウティング

本人の同意なくその人の SOGI(用語「SOGI」の項目参照)に関する情報を他人に伝えること。

(P61)

* ウェルビーイング

肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(世界保健機関(WHO)憲章 日本WHO協会訳より)。

(P1,25)

【カ行】

* 企業の未来プロジェクト

仙台・宮城・東北の企業を対象に、女性活躍推進の取り組みを具体的にサポートするプロジェクト。平成 27(2015)年度より仙台市とせんだい男女共同参画財団(用語「せんだい男女共同参画財団」の項目参照)が共同で取り組んでいる。上記プログラムの運営のほか、プログラム参加企業の社内研修への講師派遣等を実施している。

(P40)

* 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めるのではなく、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

(P19,21,23,29,30,33,34,39,40,43,55,61)

* 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることによりさまざまな困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性(※)の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として令和6(2024)年4月に施行。

※困難な問題を抱える女性とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他のさまざまな事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(P2,23,49)

【サ行】

* ジェンダーアイデンティティ

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(用語「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の項目参照)では、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されている。

(P 61,63)

* ジェンダー主流化

社会的・文化的な性差(ジェンダー)の平等実現を目的として、男女で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していくこと。

(P 1,21,24)

* ジェンダード・イノベーション

米スタンフォード大学のロンダ・シービンガー教授によって平成17年(2005)年に提唱された概念。科学・技術分野における研究や開発のプロセスに、性差と交差性の分析を組み込むことで、イノベーションを実現するもの。新たな視点が加わることで、新しい方向への展開や卓越性が期待される。

(P 21,23,29,31,32)

* 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に平成15(2003)年に制定された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取り組みに関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。平成26(2014)年度までの時限法であったが10年間延長され、さらに令和6(2024)年の法改正により令和16(2034)年度までに再延長された。

(P 10,35,45)

* 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として平成27(2015)年9月に施行。男女共同参画社会基本法(用語「男女共同参画社会基本法」の項目参照)の基本理念にのっとり、女性活躍推進の基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、事業主の行動計画の策定や、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。令和7(2025)年度末までの時限立法だったが10年間延長され、令和8(2026)年4月施行の改正法では常用労働者の数が101人以上の企業における女性管理職比率と男女の賃金差異に係る情報公表が義務付けられた。

(P 2,6,23,33,35)

*** 性的指向**

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(用語「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の項目参照)では、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」と定義されている。

(P 61,63)

*** 性的同意**

性的な行為に対して、お互いの気持ちをしっかり確認しあうこと。

(P 57)

*** 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(理解増進法)**

性的指向(用語「性的指向」の項目参照)及びジェンダーアイデンティティ(用語「ジェンダーアイデンティティ」の項目参照)の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養(かんよう)し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、令和5(2023)年6月に施行。国・地方公共団体・事業主等の役割について規定されている。

(P 61)

*** 仙台市起業支援センター「アシ☆スタ」**

「日本一起業しやすいまち」の実現に向け、起業支援の拠点として、仙台市産業振興事業団内に平成26(2014)年1月に開設。専任のスタッフや起業支援コーディネーターが配置され、政府系金融機関や民間の起業支援団体などの関係機関とも密接に連携を図りながら、起業に係るさまざまな相談やニーズにワンストップで対応している。

(P 3,4,6,35,36)

*** 仙台市ダイバーシティ推進指針**

仙台市のさまざまな施策を検討・実施する際に盛り込むべきダイバーシティの視点等を取りまとめたもので、令和7(2025)年3月に策定した。

(P 23)

*** 仙台市男女共同参画推進条例**

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女平等のまちの実現に資することを目的として仙台市が平成15(2003)年に制定した条例。男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、仙台市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。

(P 1,23,25)

* **仙台市男女共同参画推進センター**

男女共同参画を推進し、男女平等のまちの実現に資するとともに、市民に文化活動の場を提供し、市民の生活文化の向上に寄与することを目的として、仙台市男女共同参画推進センター条例に基づき仙台市が設置する施設。エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の2館体制で運営されている。

(P 15,20,21,29,30,31,32,65,66)

* **仙台市地域防災リーダー(SBL)**

平成24(2012)年度より地域防災の担い手を育成する目的で「仙台市地域防災リーダー(SBL)養成講習」を開始。町内会長などを補佐しながら、平常時には地域特性を考慮した防災計画づくりや効果的な訓練の企画運営、災害時には地域住民の避難誘導や救出・救護活動の指揮を行うなどの役割が期待される。

※SBLは(Sendaishi chiiki Bousai Leader)の略

(P6,35,38)

* **仙台市パートナーシップ宣誓制度**

互いを人生のパートナーとし継続的な共同生活を営んでいる、もしくは営むことを約した、一方または双方が性的マイノリティである2人が仙台市に対しパートナーシップの宣誓を行い、市が受領証を交付するもの。

(P 16,61,62,63)

* **仙台女性リーダー・トレーニング・プログラム**

企業の未来プロジェクト(用語「企業の未来プロジェクト」の項目参照)の参加企業で活躍を期待される女性の育成を目的として、平成 27(2015)年度より実施しているプログラム。在仙企業へのアンケートや、経営層・管理職層の方々へのヒアリングを重ね、ノルウェー経営者連盟(NHO)の女性役員候補育成プログラムを参考にせんだい男女共同参画財団(用語「せんだい男女共同参画財団」の項目参照)が開発した。管理職候補の女性を対象にしたマネージャーコースのほか、令和 2 (2020)年度からは部長相当職・役員候補の女性を対象としたエグゼクティブコースを開始した。

(P 2,7,36,41)

* **せんだい男女共同参画財団**

平成13(2001)年4月1日に財団法人として設立(平成24(2012)年4月に公益財団法人に移行)。仙台市における女性の自立及び社会参画を促進する事業並びに男女共同参画推進に向けた市民の自主的な活動に対する多様な支援を行うとともに、男女平等の社会的風土づくりを進め、「男女平等のまち・仙台」の実現に寄与することを目的として事業を展開している。仙台市男女共同参画推進センター(用語「仙台市男女共同参画推進センター」の項目参照)の指定管理者として、エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の管理・運営を行っている。

(P 1,20,21,65,66)

* **仙台防災枠組2015-2030**

第3回国連防災世界会議(用語「第3回国連防災世界会議」の項目参照)で採択された平成27(2015)年から令和12(2030)年までの15年間の世界の防災戦略。世界の災害による死亡率や経済損失の減少などの目標や、優先行動、各国政府やステークホルダーの役割、国際協力などについてまとめられている。

(P39)

* **SOGI (ソジ)**

性的指向(用語「性的指向」の項目参照)を示す「Sexual Orientation」とジェンダーアイデンティティ(用語「ジェンダーアイデンティティ」の項目参照)を示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。身体的な性などと共に、人間の性を構成する要素であり、誰もが有しているもの。

(P61,62)

【タ行】

* **第3回国連防災世界会議**

世界各国の代表が国際的な防災戦略について議論する国連主催の会議。第3回会議は平成27(2015)年3月に仙台市をメイン会場に開催され、本体会議には185か国から6,500人以上、一般公開事業(パブリック・フォーラム)には延べ15万人以上が来場した。今後15年間の世界の防災戦略を示す「仙台防災枠組2015-2030」(用語「仙台防災枠組2015-2030」の項目参照)と、同枠組推進の決意を表明する「仙台宣言」が採択された。

(P39)

* **ダイバーシティ経営**

多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営のこと。

(P6)

* **男女共同参画社会基本法**

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11(1999)年に制定された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

(P1,23)

* **地域版女性リーダー育成プログラム「決める・動く」**

東日本大震災の教訓として得た、災害に強いまちづくりのためには女性が平常時から地域の中でリーダーシップを発揮することが必要であるとの認識のもと、平成28年度から実施している、NPOや町内会など地域に活動の場を持つ女性たちが、それぞれの現場で自分らしくリーダーシップを発揮していくためのプログラム。

(P5,7,38,42)

* DV

配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。デートDV(用語「デートDV」の項目参照)を含む。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)(用語「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の項目参照)においては、配偶者からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む)を「配偶者からの暴力」としている。ここでの「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含む。また、離婚後(事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む)も引き続き暴力を受ける場合を含む。

なお、生活の本拠を共にする交際相手(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く)からの暴力についてこの法律を準用することとされており、また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含む。

(P 2,11,12,13,14,15,55,56,57,58,59)

* DV防止法

用語「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の項目参照。

(P 14,15,56,57)

* デートDV

交際相手からの暴力のこと。

(P 11,13,20,57)

【ナ行】

* 日本女性会議

男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図ることを目的とした国内最大級の大会。昭和 59(1984)年に第1回が開催されて以来、さまざまな都市でそれぞれのテーマ、スローガンを掲げ開催されてきた。仙台市では東日本大震災後の翌年、平成24(2012)年に開催。

(P 34)

【ハ行】

* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力(用語「DV」の項目参照)に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年に制定された法律。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護、保護命令(用語「保護命令」の項目参照)に関する事項などを定めている。令和6(2024)年4月に施行された改正法では、DVの保護命令制度の拡大・強化、精神的暴力への対応の明確化、保護命令の期間や罰則の厳罰化等がなされた。

(P 2,23,55)

* **フェムケア**

特定のテクノロジーによらず、様々な方法で女性特有の健康課題をケアする製品・サービスの総称。

(P 34,36,63)

* **フェムテック**

「Female(女性)」+「Technology(技術)」の造語で、生理や更年期など女性特有の健康課題に関する悩みを先進的な技術で解決すること。

(P 34,36,63)

* **保護命令**

配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産等に対する脅迫(退去等命令においては配偶者からの身体に対する暴力又は生命若しくは身体に対する脅迫)を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより発する命令のこと。被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居の子への接近禁止命令、被害者の同居の子への電話等禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令、退去等命令の6つの類型がある。

ここでの「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)が該当する。また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含む。なお、同性カップル間の暴力についても、保護命令の対象となった例がある。

(P 55)

【ラ行】

* **リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)**

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6(1944)年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7(1995)年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

(P 61)

2 計画の策定過程

令和6年度	
8月～1月	市民参加の取り組み ・第1回 ワークショップ：進めよう「地域や職場における女性活躍」(8月24日) ・第2回 参加型企画展示：みんなで描く「男女平等のまち・仙台」(11月15日～17日) ・第3回 ワークショップ：考えよう「DV・性暴力の防止と支援のあり方」(1月18日)
1月28日	市長より「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」仙台市男女共同参画推進審議会へ諮問 令和6年度第4回審議会 ・次期プランの基本的な考え方及び答申に向けたスケジュール等についての審議 ・仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査の結果報告 ・次期プラン策定に向けた市民意見聴取の実施報告
令和7年度	
5月26日	令和7年度第1回審議会 ・次期プランの骨子案(基本目標、施策の方向)について審議
7月22日	令和7年度第2回審議会 ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について(素案)」についての審議
8月29日	令和7年度第3回審議会 ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について(中間報告)」についての審議
10月10日	令和7年度第4回審議会 ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について(中間報告)」についての審議
10月22日	「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について(中間報告)」公表。市民意見募集(10月22日～11月21日)
11月15日	「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について(中間報告)」の市民説明会開催
1月28日	令和7年度第5回審議会 ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について(答申)」についての審議
3月16日	仙台市男女共同参画推進審議会より「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」市長へ答申
3月23日	仙台市男女共同参画推進本部会議 ・「男女共同参画せんだいプラン2026(案)」についての協議

3 仙台市男女共同参画推進審議会委員名簿

任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日

※この期間のうち、諮問後（令和7年1月28日以降）に在籍した委員

	氏名	所属・職名
会長	田中 真美	東北大学 副学長 東北大学ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(DEI)推進センター センター長 東北大学大学院医工学研究科 教授
副会長	高浦 康有	東北大学大学院経済学研究科 准教授
委員	加藤 明子	宮城労働局 雇用環境・均等室長 (任期：令和6年4月1日～)
委員	門脇 佐知	株式会社ユーメディア 執行役員
委員	ごうこ正太郎	仙台市議会議員 (任期：令和6年9月9日～)
委員	今野純太郎	認定特定非営利活動法人Switch 代表理事
委員	四釜 喜愛	社会福祉法人想伝舎 理事長
委員	柴田美千代	公募委員
委員	光安 理絵	弁護士
委員	村山 くみ	東北福祉大学総合福祉学部 准教授
委員	柳生 博之	仙台市立将監中央小学校 校長
委員	大和 一美	一般社団法人仙台市医師会 理事
委員	若生 彩	仙台市社会学級研究会 顧問 日本防災士会 会員

(委員は五十音順)

任期：令和7年9月1日～令和9年8月31日

	氏名	所属・職名
会長	田中 真美	東北大学 副学長 東北大学ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(DEI)推進センター センター長 東北大学大学院医工学研究科 教授
副会長	高浦 康有	東北大学大学院経済学研究科 准教授
委員	相澤 美香	公募委員
委員	角張 康浩	仙台市立秋保小学校 校長
委員	加藤 明子	宮城労働局 雇用環境・均等室長
委員	門脇 佐知	株式会社ユーメディア 執行役員
委員	今野純太郎	認定特定非営利活動法人Switch 代表理事
委員	佐藤 幸雄	仙台市議会議員 (任期：令和7年9月19日～)
委員	四釜 喜愛	社会福祉法人想伝舎 理事長
委員	高橋絵利子	一般社団法人仙台市医師会 理事
委員	光安 理絵	弁護士
委員	村山 くみ	東北福祉大学総合福祉学部 准教授
委員	山田 政彦	協業組合仙台清掃公社 代表理事
委員	若生 彩	仙台市社会学級研究会 顧問 日本防災士会 会員

(委員は五十音順)

4 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日
法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」

という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議**(設置)**

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることが

できる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(略)

附 則 (令和七年六月二十七日法律第八十号)

(施行期日)

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

5 仙台市男女共同参画推進条例

平成十五年三月十四日
仙台市条例第三号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等をめざす取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組とも連動しつつ進められ、本市においても、市民活動との連携を図りながら着実に展開されてきたが、性別による固定的な役割分担等を背景とする諸課題はまだまだ残されており、なお一層の取組が求められている。

さらに、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化等社会経済情勢の急速な変化に対応し、やさしさと活力に満ちた魅力ある都市・仙台を創造していく上でも、男女が、その個性と人権を尊重し合うとともに、性別にかかわらず、多様な生き方を自ら選択し、その能力を十分に発揮できる男女平等のまちの実現が重要な課題となっている。

このような認識のもと、本市は、市民及び事業者との協働により、男女平等のまちをめざして男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等のまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んぜられること、性別を理由とする差別的取扱いを受けにくいこと、個性と能力を発揮する機会が等しく確保され、かつ、公正に評価されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職域及び地域における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(市の役割)

第四条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を決定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体等と連携を図り、これらの者の協力を得て男女共同参画を推進しなければならない。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に従事する男女について、能力や適性に応じて事業活動に参画する機会を等しく確保し、かつ、公正に評価すること、職場における活動と家庭生活における活動とを両立することができる環境づくりを行うことその他の事業活動を行うに当たっての男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第六条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第七条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によってその相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。)

三 配偶者等に対する暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)

(計画の策定)

第八条 市長は、男女共同参画推進施策の総合かつ計画的な推進を図るための計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。この場合において、市長は、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、仙台市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

(年次報告)

第九条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第十条 市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、性別にとらわれることなく、積極的に職員の能力を開発し、その能力や適性を重視した登用等を行うものとする。

(普及広報等)

第十一条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進についての理解を深めることができるよう、普及広報活動、教育及び研修機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第十二条 市は、事業活動(自営業に係るものを含む。)の場における男女共同参画が推進されるよう、情報の提供、研修機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女がともに家庭生活における活動と職域や地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

3 市は、男女が、互いの性及び妊娠、出産等に関する事項について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

4 市は、第七条に規定する行為の防止のため、広報及び研修機会の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、当該行為により被害を受けた者等に対し、関係機関との連携の下に、必要な支援を行うものとする。

(調査研究)

第十三条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な調査及び研究を行い、その成果を男女共同参画推進施策に反映させるよう努めるものとする。

(相談及び苦情の申出への対応)

第十四条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係機関との連携の下に、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、市が実施する施策について、市民又は事業者から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市長は、仙台市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

(拠点施設)

第十五条 市は、仙台市男女共同参画推進センター条例(昭和六十一年仙台市条例第三十五号)に基づき設置された施設を、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組への支援その他の男女共同参画推進施策を実施する拠点施設とする。

(男女共同参画推進審議会)

第十六条 男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、仙台市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 第八条第一項に規定する事項
- 二 第十四条第二項に規定する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないよう努めるものとする。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

6 男女共同参画に関する仙台市及び国内外の動き

年	仙台市の動き	国内の動き	国際的な動き
1975年 (昭和50年)		○婦人問題企画推進本部設置	○国際婦人年 (目標:平等、発展、平和) ○国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) ○「世界行動計画」採択
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定 ○国立婦人教育会館(ヌエック)開館	
1979年 (昭和54年)			○国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という)採択
1980年 (昭和55年)			○「国連婦人の10年」－平等、発展、平和－中間年世界会議(コペンハーゲン) ○「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1981年 (昭和56年)	○(仮称)仙台市婦人文化センター建設検討／市内婦人団体との懇談会開催	○「国内行動計画後期重点目標」策定	
1983年 (昭和58年)	○「(仮称)仙台市婦人文化センター建設基本計画」策定		
1984年 (昭和59年)	○市民局内に婦人青少年課を設置		○「国連婦人の10年」－平等、発展、平和－の成果を検討し評価するための世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議開催(東京)
1985年 (昭和60年)		○「国籍法」改正 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という)公布 ○「女子差別撤廃条約」批准	○「国連婦人の10年」－平等、発展、平和－ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986年 (昭和61年)		○婦人問題企画推進本部拡充(構成全省庁に、任務拡充)	

年	仙台市の動き	国内の動き	国際的な動き
1987年 (昭和62年)	<ul style="list-style-type: none"> ○仙台市婦人文化センター(エル・パーク仙台)開館 ○仙台市婦人問題懇話会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1989年 (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> ○仙台市婦人問題行政連絡会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導要領の改定(家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等) 	
1990年 (平成2年)			<ul style="list-style-type: none"> ○国際経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 (平成3年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「仙台市女性行動計画」策定 ○仙台市女性問題協議会発足 ○婦人青少年課から独立し「女性企画課」に 	<ul style="list-style-type: none"> ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○「育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という)」公布 	
1992年 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「仙台市審議会等への女性の登用促進要綱」制定 		
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回国連防災世界会議開催(横浜市) ○「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ○「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択
1995年 (平成7年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化、「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という)に題名改正) 	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動(北京) ○「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ○男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ○「男女共同参画2000年プラン」策定 	
1997年 (平成9年)	<ul style="list-style-type: none"> ○女性問題協議会から「女性行動計画見直しに向けて」提言 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「介護保険法」公布 	

年	仙台市の動き	国内の動き	国際的な動き
1998年 (平成10年)	○「男女共同参画せんだいプランー男女平等のまち・仙台をめざしてー」策定	○男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法ー男女共同参画を形成するための基礎的条件づくりー」答申	
1999年 (平成11年)	○組織改正により女性企画課が「男女共同参画課」に ○女性問題協議会が「ジェンダーフリー推進協議会」に名称変更(委員公募実施)(以下「GF推進協議会」という) ○女性問題行政連絡会議が「男女共同参画推進本部」に	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○「食糧・農業・農村基本法」の公布・施行(女性の参画の促進を規定) ○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	○ESCAPハイレベル政府間協議(バンコク)
2000年 (平成12年)		○「介護保険法」施行 ○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ○「男女共同参画基本計画」閣議決定	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ○「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」が国連安全保障理事会において採択
2001年 (平成13年)	○せんだい男女共同参画財団設立 ○GF推進協議会に「男女共同参画推進に関する条例のあり方」についての検討を依頼 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という)公布・施行 ○「育児・介護休業法」改正 ○「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	
2002年 (平成14年)	○「男女共同参画せんだいプラン」一部改定 ○GF推進協議会が「(仮称)女性センター基本構想について」「男女共同参画推進に関する条例のあり方について」提言 ○「(仮称)男女共同参画センター基本計画」策定	○「DV防止法」完全施行	
2003年 (平成15年)	○「男女共同参画推進条例」公布・施行 ○エル・ソーラ仙台整備工事竣工・開館 ○「性別による差別等に関する相談窓口」開設 ○「仙台市男女共同参画推進審議会」設置 ○エル・パーク仙台「市民活動スペース」改修	○「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ○「少子化社会対策基本法」公布・施行	

年	仙台市の動き	国内の動き	国際的な動き
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進のための計画のあり方について」答申 ○「男女共同参画せんだいプラン2004」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」改正 ○「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ESCAPハイレベル政府間会合(バンコク)
2005年 (平成17年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回国連防災世界会議開催(神戸市) ○「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女雇用機会均等法」改正 	
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」改正 ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 	
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ○エル・パーク仙台「ギャラリーホール・スタジオホール」改修 		
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画『((仮称)男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕』のあり方について」答申 ○「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・最終見解の公表 ○ESCAPハイレベル政府間会合(バンコク)
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) ○女性のエンパワーメント原則(WEPs)作成
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の影響によりエル・パーク仙台及びエル・ソーラ仙台が休館。復旧工事後に開館 ○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進のための計画のあり方について」答申 ○施設の見直しによりエル・ソーラ仙台を改修 ○「男女共同参画せんだいプラン2011」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○UN Women正式発足

年	仙台市の動き	国内の動き	国際的な動き
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ○日本女性会議*(仙台市) ○ノルウェー王国、仙台市、せんだい男女共同参画財団が協定締結。東日本大震災復興のための女性リーダーシップ基金(ノルウェー基金)設立 ○男女共同参画推進審議会が「地域防災を効果的に推進するために必要な男女共同参画の視点について」提言 		
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ○仙台市配偶者暴力相談支援センター事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」改正 	
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「次世代育成支援対策推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ESCAP 男女共同参画及び女性のエンパワメントに関するアジア太平洋会合(バンコク)
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回国連防災世界会議において、パブリック・フォーラムテーマ館「女性と防災」開催(会場:エル・パーク仙台) 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性・平和・安全保障に関する行動計画策定 ○子ども・子育て支援新制度開始 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という)施行(事業主行動計画部分を除く) ○「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回国連防災世界会議開催(仙台市) ○「仙台防災枠組2015-2030」採択 ○「北京+20」(第59回国連婦人の地位委員会)開催(ニューヨーク)
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進のための計画のあり方について」答申 ○「男女共同参画せんだいプラン2016」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性活躍推進法」完全施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告の審議・最終見解の公表
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」改正(育児休業の再延長等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「世界防災フォーラム／防災ダボス会議@仙台2017」開催
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布、一部施行 	

年	仙台市の動き	国内の動き	国際的な動き
2019年 (令和元年)	○「新総合計画に仙台の女性たちが声を届けるプロジェクト」が仙台市長へ「女性たちの政策提言」提出	○「女性活躍推進法」改正 ○「DV防止法」改正(連携・協力機関として児童相談所が明確化)(2020年施行)	○「世界防災フォーラム／防災ダボス会議@仙台2019」開催
2020年 (令和2年)	○新型コロナウイルス感染拡大の影響によりエル・パーク仙台及びエル・ソーラ仙台が一時休館	○性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議が「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定(令和2～4年度を「集中強化期間」とするもの) ○「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	○「北京+25」(第64回国連女性の地位委員会)開催(ニューヨーク)
2021年 (令和3年)	○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進のための計画のあり方について」答申 ○「男女共同参画せんだいプラン2021」策定		
2022年 (令和4年)		○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援法」という)公布	
2023年 (令和5年)	○エル・パーク仙台「ギャラリーホール・スタジオホール」改修(2024年9月利用再開)	○「DV防止法」改正(重篤な精神的被害も保護命令対象等) ○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行	○「世界防災フォーラム／防災ダボス会議@仙台2023」開催
2024年 (令和6年)	○仙台市パートナーシップ宣誓制度開始	○「女性支援法」施行 ○「育児・介護休業法」改正(柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等) ○「次世代育成支援対策推進法」改正(法の有効期限を10年間延長等)	
2025年 (令和7年)	○「仙台市ダイバーシティ推進指針」策定	○「女性活躍推進法」改正(法の有効期限を10年間延長等)	○「北京+30」(第69回国連婦人の地位委員会)開催(ニューヨーク) ○「世界防災フォーラム／防災ダボス会議@仙台2025」開催
2026年 (令和8年)	○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進のための計画のあり方について」答申 ○「男女共同参画せんだいプラン2026」策定		



男女共同参画
せんだいプラン2026

令和8年3月

仙台市市民局男女共同参画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

電話 022-214-6143

Eメール sim004180@city.sendai.jp